

第9日目（6月20日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては早朝より大変ご苦労さまでございます。感謝申し上げます。

延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、会計管理者から病気療養のため欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

○議 長 本日の日程は一般質問とし一般質問を続行いたします。

質問順位17番、議席番号16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 おはようございます。通告にしたがいまして一般質問を行いたいと思えます。台風4号が何事もないように当地を通り過ぎていってくれました。ただ、亡くなられた方もいらっしゃるし、けがをされた方もいらっしゃいます。また、被害も非常に大きいという中で、今、大震災の地域の近くを通り過ぎている。その地域では避難勧告も出たり、あるいは土砂災害の警報が出たりということで、大きな被害がないことを祈りたいというふうに思っております。

震災がれきの広域処理について

私の質問は震災がれきの広域処理についてということであり、東日本大震災に伴うがれきの処理について、政府は全国の自治体に広域処理を要請し、新潟県内では新潟市、三条市、長岡市、柏崎市、新発田市の5つの市が受け入れを表明し、準備を行いながら昨日試験焼却ですか、この補正予算が委員会で可決されたということで、3市ですけれども、三条、柏崎、それからどこでしたか、まあ3市で可決をされたということだそうです。

しかしながら、新潟県知事、泉田知事は非常に慎重姿勢でありまして、環境省に対して再三質問をしたりというようなことでもあります。最近の報道では県内5つの市の対応を批判するような言動が報道されております。知事の真意がどこにあるのかという部分までは報道では出てきませんが、余りにも極端な状況の部分だけがテレビに映し出されるということで、非常に危惧しているところでございます。

このような状況の中で当市ではどうなのかなというようなこともありますが、先般、私どもの会派で議会報告会をやった中で、市民の方から南魚沼市は震災がれきを受け入れないのかというような質問がありました。我々も正式に聞いているわけではありませんが、処理場自体、焼却することは可能でも、その後の処理に当市では問題があるのではないのかというような答えをしておきましたが、市長はこのような状況にある中で震災がれきの広域処理についてどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思えます。

ちなみに、震災がれきの広域処理の受け入れはいろいろな報道がなされている中、あるいはアンケート等もいろいろな場面に出ていますが、比較的受け入れに賛成の方が多いのかな

という結果のものが多いうふうに思っております。ここにほんの一部ですけれども、6月14日でインターネットでのアンケート、回答者は1,757人です。この中で、全国でがれきを受け入れ進めるべきということに対して、イエス、要はOKだという方が78パーセントだそうです。自分の住む自治体でがれきを受け入れてもいいという回答が80パーセントだそうです。

この中にはちゃんと意見も載ってまして、放射能の心配もあるかもしれないが体に危害をもたらすほどでなく、政府が強制的に振り分け早急に処理を進めるべきだというような意見もありましたし、総論は賛成でも自分に関しては反対というエゴを見ると、日本人の質低下が恥ずかしい、あるいは全国の自治体が互いに協力して膨大な残骸物を処理すべきだというような賛成意見。また、反対者ではがれきは動かすべきではない、現地で利用するのではなく集めて何年も隔離すべきだとかという意見もありますし、わざわざ広範囲に分散し少量ずつ処分する理由がわからない、非効率的だというような反対意見もあります。

最初に言いましたように、どちらかというとして全体としては好意的に受け取っている意見の方が多いのかなというように感じておりますが、市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○市長 おはようございます。傍聴の皆様方大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

震災がれきの広域処理について

閣議員の質問にお答え申し上げます。震災がれきの広域処理につきましては、我々も協力できることがあれば何としてでも協力をしたいという思いはずっと持っていました。昨年の7月豪雨の際に大量の土砂とともに流木等も流出しまして、これの焼却も必要になるという観点の中から、当初はもう受け入れても量的に処理する能力が我々のところにはまずはないだろうということで、震災がれきの受け入れについては当初はそういう名目といいますか、理由の中で今ちょっと無理だという話をしています。

災害復旧も相当数進んでまいりましていろいろやっておりますと、今現在、溶融炉のピット内のごみ、これが非常に今、溶融炉が順調に稼働しておりますと、6月24日から約1か月間停止をして、計画停止ですので、いわゆるピット内のごみがほとんどなくなるという状況が確認できました。ですので、いわゆる量として受け入れられないということは、今現在の段階ではほぼなくなったということでもあります。木の根、これらはこの施設で処理できないということになっておりますので、そういうことを処理できる業者に委託をしているということだと思っておりますが、そういう状況が今確認できました。

その中で我々が量的に問題がないからがれきを受け入れてという部分につきましては、問題は議員おっしゃったように最終的に飛灰の最終処分であります。私たちは最終処分場を持っておりませんので、我々がもしやるとすれば最終処分場の確保これが一番の問題になるわけです。今、市内の中でこれができるという状況は全く見通せません。

今、受け入れを表明していただいている県内5市の皆さん方は確かそれぞれ最終処分場を

持っておりますので、それでやるのだらうと思っておりますけれども、これがどう解決できるか。我々はやはり国が最終処分場をきちんと確保して、例えば遠くであっても九州であっても北海道であってもここに運ばばいいということであれば、これは本当にある意味大きな前進ということになるわけですが、なかなかその方向が示されませんので非常に苦慮をしております。出雲崎のエコパークもこれはもう受け入れ拒否であります。自治体も県もですね。

そういう中で今、がれきを焼却した場合、飛灰の濃縮これは一般的にはストーカー方式の熔融炉では3.3倍といわれております。一般的な焼却炉は3.3倍ですね。我々のところは熔融炉でありますのでそれより数段また灰が少なくなる。そうなりますと、おのずと濃度が高くなるというそういう問題も抱えておまして、今、私どもが試験焼却的なことをやってみる程度になるかということは掴んでおりませんが、これより数段高くなるということだけは間違いないわけでありまして。

私たちが今、自分たちのごみを処理しているという中での放射性濃度というのは、23年の6月からちょっと測っておりますけれども、23年の6、7月はセシウム134、139併せまして3,000とか2,100とかちょっと高い濃度が出ました。9月になりますと1,800から1,400、10月では1,300、12月では900というところまで下がりました。今年の4月には730というところまで下がりましたが、5月はやはりちょっと上がりまして1,850、これは雪消え後に周辺の草や木こういうものをあそこで受け入れたということになりましょうか、そういう部分だと思っております。

ですので、現在の受け入れ基準というのは4,000ベクレル以下ということになっておりますので、数字的に問題があるということではありませんが、市内のごみを熔融した飛灰を受け入れていただいていた九州の方の自治体から、やはり市民の皆さんからクレームがついてこれは受け入れできない。今、キレート処理をしながらある自治体の業者から受け入れをいただいているわけでありまして、こういう問題がありましていかんともし難いという部分であります。本当に歯がゆい思いでありますけれども、ここはやはり国が最終処分場をどこかに設けていただいて、そこにきちんと処理をするという形をとっていただかないと、なかなか難しい問題だと思っております。

知事と5市の皆さん方の見解は相当違っておりますけれども、どちらの言い分が正しいとか間違っているとかではありませんが、基準の数値だけを見れば5市の皆さん方の言い分はまたもっともでありますし、知事は知事でそれでもこうだあだという、濃縮してどうだとかあるいは長い間に地下水が汚染されるのではないかと、そういう問題も含めて非常に心配いらっしやるわけです。どちらがどうだということではありませんけれども、いずれにしてもこれはどこかで国がきちんと対応するということが出てこなければ、最終処分場を持たない自治体は協力したくてもできないという状況でありますので、ここが一番の隘路であります。

気持ちは本当に協力をして早く、一日も早く復興していただきたいとその思いは、皆さん、

南魚沼市民の皆さんも確かみんな同じでありますし、我々もそう思っておりますが、状況はなかなかそういうところに至らないというのが本当に歯がゆい限りであります。以上であります。

○関 昭夫君 震災がれきの広域処理について

市長の答弁は私の思っているような答弁だったなというふうに思っております。私どもの会派はたまたま1月に石巻を訪れる機会がありまして、がれきの山を見てまいりました。案内をいただいて見てまいりましたが、テレビで見るなんていうものではなくて、その場で見上げて見て、この膨大な量は本当にいつ片付くののだろうかという思いがしてきました。そんな山が随所にあるわけです。あっちにもこっちにもいっぱいある。本当に大変な状況なのだということを実感してまいりました。

また、3月には震災がれきを受け入れている東京江東区の焼却場も視察をさせていただきました。受け入れを始めるときには非常に反対運動があったそうですが、厳重に管理をしながら受け入れ、なおかつ石巻のがれきだそうですけれども受け入れたものを焼却する前に測って40～50ベクレル未満というような数値だそうです。実際に受け入れ始めたら反対者は誰も来なかったと。散々騒いだけれども、1回目のときは大勢の方が来たがそれ以降は姿を見せないというようなことで、騒ぐことがどうだったのかなというようなこともおっしゃってられました。ただ、厳重に管理をしながら確実に安全な処分をとっているということをお話も伺ってまいりました。

ここへきて北九州も受け入れるとかいろいろな話も出ていますが、新潟県5市が受け入れる岩手県大槌町でしょうか、福島の第一原子力発電所の位置から直線距離にすると220～230キロになるかと思います。ちなみに南魚沼市は直線にすると200キロ未満です。ここに私の手元にあるのが群馬大学の早川先生という方が5回目の改訂をされていますが、放射能の広がりを図示したものです。それでいくと大槌町も南魚沼市、魚沼市も同レベルの汚染というようなことで、一番最低のランクではありますが、同レベル程度というような表示になっています。

私が言いたいのは、大槌町に5市の皆さんが行ってがれきを持ち帰って確認をしたら含有量が8ベクレルだったそうです。その8ベクレルのものを持ち帰り、元々100ベクレル未満のがれきを受け入れて処理をするというようなことを基準に考えていたものが8ベクレルということで、処理する側としても安心して、また安全を確認できるのではないかと。なおかつ灰になったものも100ベクレル未満でなければ受け入れないということで、試験焼却をするということのようです。私が一番心配しているのは、知事の発言の中に8ベクレルのものも低レベル放射性廃棄物として扱うべきだ。震災がれきもそうだという発言がテレビでちょうど流れました。

今ほど市長の答弁の中に、我が市の昨年の水害で出た流木、当然がれきですね、同じ扱いになるのだらうと思います。ということは、我が市の廃棄物もそういうふうに管理をしなくてはいけないのではないかとという危惧があります。たまたま今日の新聞記事の中では、県は

そのことに反論してしまして、新潟市長がそういうことを言ったことに県の方の反応は、元々あるものとよそから運んでくるものは違うというような記事がありましたけれども、我が市のものも先ほども言いましたように汚染は同じ程度、距離にすれば逆に近いぐらい。そういう中で震災がれきは放射性廃棄物として扱うのだと、でも、地元のものはいいののだというのもおかしな話だなと。特にその部分がテレビに流れたことは、非常に不安をあおるだけではないかなという気がしています。この点について見解がありましたらお伺いしたいと思います。

○市長 震災がれきの広域処理について

実は私は今、全国簡易水道協議会の会長を仰せつかっておりますが、熊本であった九州、沖縄ブロックの大会に参画した際、そのときに九州地内のある市長さんが震災がれきの受け入れを表明して、そしていろいろ今やっている。市民の皆さん方は割合と納得していただいている。ところが、反原発団体といいますかそういう皆さんが連日押しかけてきて反対運動を繰り広げている。それをテレビや新聞が大々的に報道している。ちょっとやりきれないというようなことをお聞きしました。そういうことがやはり各地であるということは事実であります。

しかし、新潟県内のことも三条の焼却場の周辺の住民の皆さんですか、いろいろ心配だということで大学の先生を招いたりしながら勉強会をやっているわけですが、誰も心配じゃないということは確かなと思うのです。心配じゃないということはないわけですが、そこにやはり基準というものがあるわけでありまして。環境省は8,000ベクレルなんてことを言っているが、本当にそれでいいのであれば我々も何のためらいもなくやれるわけです。それが、それで今度は100ベクレルとかという問題が出てきたり、まさに国と県の間でもダブルスタンダード、今、議員おっしゃったように県と受け入れる市町村の間でも、また県がダブルスタンダード的なことをおっしゃっていますので、非常に5市の皆さん方も苦慮していると思います。

30倍強ということですから8ベクレルであっても240になる。だから100ベクレルより上ではないか。これは理論的にはそういうことですが、今、議員おっしゃったように自分たちのところで発生したごみを燃やしても、私のどものところもそうですし、ほかの地域もそうだと思います。高いということではございませんけれども、そういう数値が出るわけでありまして、ではこれはどうするのだということが当然問題として出てきます。そのほかに水道の浄水汚泥、これもまだ全く処分の先が見つからない。こういう問題も残っているわけでありまして、やはり同一に考えていただかないと我々も困ると思っております。

ですので、県が担当課の見解として元々あったのはいいのだけれども、持ち込んで出て出したのは別だという話になりますと、これはどうとらえていいのか私もちょっとわからない部分がありますので、推移をちょっと見守っているところであります。いずれにしても何とか協力ができて一日も早く復興がなされるようにと、その思いでいろいろ今、担当の職員も県下30市町村全部参画している協議会ですか、検討会がありますので、それらを通しながら

ら。やはり同じ基準を持ちながらやっていかないと、これはなかなか難しいなという気がしております。ですので、なるべく早くこの5市と県の間の調整がきちんとできてもらうように、我々もできる限りの協力や調整はしなければならないというふうに思っております。

○関 昭夫君 震災がれきの広域処理について

市長のおっしゃられるとおりでというふうに思います。余りにもいろいろなものが出すぎて、それぞれいろいろな見解を持ってやるものですから、どんどん市民の皆さんの信頼を失っていく。特に国、県、市町村の考え方がばらばらになる。それぞれで好き勝手なことを言っていくよみたいなことになってくると、市民の皆さんはそれでなくてもやはり不安に思っている方は多いわけですし、基準自体も信頼を失っていく、非常に悪循環になっているのだろうなと思います。

もう、国が言う、あるいは学者が言うそういう数値自体も一切信用できないというような風潮にどんどんなっていますし、同じく今日の新聞の中にも科学者の信頼大きく低下、震災、原発の対応できず、知見の適切な提供なくというような記事もあります。こういうものを見ると、どんどん低下をしているのがはっきりしていると思います。なおかつ、記事の中に、それを科学者自体がわかっていない。これは逆に言えば行政側ももしかしたら同じなのかもしれない。市民の信頼を失っているのに、行政側はそう思っていないということと同じなのではないかなという気がしています。

国が幾ら安全基準云々言っても、確かに日本は過度に基準が厳しかったのかもしれませんが、それすらも今になってみればどちらが正解かもよくわかりません。そんな状況になってきているということ自体にも問題があるのだというふうに思っています。本当に市内にある浄水場の汚泥とかいろいろなものがあるわけですし、これはぜひ市長会等を通じてしっかりとした処分ができる、処理ができる体制を早く作っていただくように、また市長からも特段の努力をいただかなければいけないというふうに思っています。

安全基準も幾ら学会や何かでこれで大丈夫だと言っても、ある科学者がいや違うと言えばそれだけを大々的にマスコミが取り上げるみたいなのところがあります。ただ、先ほど言われたみたいに、否定的な方のものをマスコミが多く取り上げているというとらえ方をしている方もいれば、逆に今回の広域処理などはマスコミは政府に加担をしているのだというとらえ方をしている人たちもいるみたいです。

ですので、とらえ方はいっぱいあるのだなという気がしていますが、やはりきちんとしたことで通していかないと、結果としてはこういうふうにおぼれていく、あるいは信頼を失っていく元ではないかなというふうに思いますので、またその辺の見解がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○市 長 震災がれきの広域処理について

議員おっしゃったように一番の根本的な問題は、いわゆるこのラインであれば絶対大丈夫で、これを超えたときはこのくらいは気をつけなさいという、そういう指針といいますか基準が、全くもうばらばら過ぎてわからない。ですから、我々も同じですし市民の皆さん方も、

放射能あるいは放射線量というこの言葉だけでも、非常に恐怖感を持ったりそういうことになっているわけです。我々も当然そうです。

今、私もちょっと勉強のために内部被ばくと発がんについてですか、東京大学の放射線科をずっと専攻してこられた教授の中川先生とおっしゃったと思っておりますがその本をちょっと読ませてもらっています。そういう本当に専門的に研究してきていた先生方のその部分というのは、本は出ていますけれども余り世の中に出てきません。何が原因かというやはりこれが臨床をやったことがないわけですから、本当に1ベクレルでも大丈夫なのか、いや50までいいのかという、それはわからないということです。わからないことですが、今までの経緯から放射線のところに勤めて、経緯から推測するところだということぐらいです。実験していないわけですので、これだけの放射線を当てたらがんができたとか、それはなかなか人体での実験はないわけでありますから。

もう一つはストロンチウム90と89というのが、これは県が我々の地域も含めて調べました。ストロンチウム90というのは半減期が90年とかといわれているそうですけれども、これは米ソが核実験をやったときは非常に高かったのです。今、確か私どもの方は3.5ぐらいという数値、今はもう非常にある意味、低くなっている。89は半減期が8日とか10日とかというすぐなくなるということです。これはもうやはり検出はされておられません。

そう思いますと米ソ核実験の頃には、我々のところは今の何倍も放射能があったということでもあります。そういう中で我々は生きてきてきましたので、そういうことかとある意味安心をするような部分もあるわけですが、かといってこれだから、この部分だから絶対100パーセント大丈夫だということも言えないわけですので非常に難しい。ですので、何とか早く科学者や、そういうことも含めてまずはやはり国がこのことについてきちんと数値を出して、そして国民の皆さんに納得をしていただけるようなことの対策をとらないと、相当長くこの問題は尾を引いて市民の皆さん方、国民の皆さんも不安にかられる毎日ということだと思います。

いずれにしても全国市長会でもそうですけれども、国に対してきちんとした基準を設け、説明をして、国民に納得させてからそれぞれまた次の対策をとらないとだめですよということは申し上げているのです。けれども、環境省はいまだ8,000ベクレルでいいのだと、この1点張りですので、何かどうもそこが事が進みませんが、いずれにしてもそれはきちんと国の方にも申し上げながら、一日も早く皆さん方の不安も取り除かれるような方法を模索していかなければならないと思っております。

○議 長 質問順位18番、議席番号17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 おはようございます。議長より発言を許されましたのでこれから一般質問をさせていただきます。昨夜よりの台風4号、当地には大した被害もなく過ぎ去ってくれました。非常によかったと思います。今年の3.11、また当地での豪雨災害以降、どうも自然災害に関してはやや過敏になっているかなと、そのように昨今感じております。それでは質問をさせていただきます。

1 防災における地域コミュニティが担う役割は

まず、1番目は防災における地域コミュニティの役割とはというテーマで質問させていただきます。防災活動における地域コミュニティの果たすべき役割。昨年7月の豪雨災害において死傷者がなかった、このことは災害の規模から考えて奇跡的なことであり、それは自主防災組織における各行政区の区長さんを中心に適切な対応ができた結果であろうと、市長は3月定例会の私の一般質問の答弁で述べられています。まさにそのとおりであると思っております。

そしてさらに地域コミュニティの活動を加えていくことで、防災活動の一層の充実を進めていく、こうした考えも述べられました。地域防災計画は年に1度見直しを行うとそういう規定になっております。今現状の検討経過についてお伺いをいたします。

さて、昨年夏の当地における豪雨災害や台風の長期の停滞による西日本の豪雨災害、あるいは5月に北関東地方で発生した竜巻被害など、これまでに例のない広域的な自然災害が頻発しているのが最近の日本の状況であります。梅雨の時期、台風の発生時期を迎えて不安を感じている昨今ではありますが、自然災害といえば当地の地下には六日町断層があり、地震の発生もやはり心配であります。また、近年冬になると非常な豪雪が頻発しまして、これもやはりいろいろな意味で不安であります。また、今年においては犠牲者も出しました。

また、もっと考えればこの冬の豪雪の最中に、もし大規模な地震でもきたらどうなるのか。あるいは豪雨災害と地震が一緒にきたらどうなるのか。こうした複合的な災害についてもやはり心配であり、全く可能性がゼロとはいえない。やはり防災については考えられる限り万全を尽くしておかなければならない、そのようにいえるのではないのでしょうか。

本来の地域コミュニティが果たすべき防災活動とはどうあるべきか。まず、災害予防の部分におきましては、自主防災組織あるいは地域住民を対象にした防災教育、研修、防災訓練、こうしたものの実施などがあると考えられます。また、各地域住民でしかよく理解していない地域の危険箇所、こうしたものをチェックしまとめておくことも一つの仕事としてあるものと考えられます。例えば洪水ハザードマップには魚野川等の河川の氾濫による浸水想定地域あるいはがけ崩れ、土石流、こうしたものの発生が想定される区域が示されております。災害が発生した場合のこれが大規模になった場合、避難が必要な場合、避難所はどこになるのか、それも各地区ごとに指定をされております。

しかし、こうした情報が日頃から対象地域などに繰り返し説明会などを通じて伝えられているということは、余りないように思います。例えば私が居住する坪池という行政区であります。魚野川沿いにありまして、洪水ハザードマップにおいては浸水危険地域に指定されております。しかし、ちょっと聞いてみますけれども、「それを知っているかね」と、「そうだったのか、やっぱりな」ということで、実際は余り知らない方が多い。そのように私は感じております。やはり災害予防という面でしっかりした説明であるとか、あるいは研修の機会が必要であろうと思うところであります。

次に災害が発生してしまった災害発生時ですが、これについては住民の生命、身体の安全

をまず確保するのは住民自身の問題であり、自主防災組織での協力活動であり、これらが最も自助から共助に至る重要な部分であろうと思います。さらにこうした次の共助から公助の領域、大規模な災害になった場合の避難施設の設営や維持管理は、行政や社会福祉協議会あるいは日赤、こうしたところの公共的な団体の協力によって設置され維持されていくものと思います。

しかし、災害発生初動期においてこうした組織が十分な対応、活動ができるのかどうか。マンパワー、資機材、食料等の備蓄や調達、こうしたことなどいろいろと考えていくと考え過ぎかもしれませんが、それぞれの避難所のある地域住民が協力して乗り切っていく、こうしたことは最も効果的であり重要なのではないか。ここに地域コミュニティが果たすべき大きな役割があるのではないか、そのようにも思うところがあります。

そして災害からの復興・復旧、こうした時期において各細かい地域の社会資本の被害状況の取りまとめ、あるいは行政の対象事業とならない必要とされる復旧事業、地域の日常活動を再開するために必要な活動、例えば今回の豪雨災害の後を例にとれば、山間、山の中における作業道、あるいは青線、山の中の水路、そうしたものなどの復旧事業、これらについてはやはり地域コミュニティが主体としてあり、その役割を担っていかなければならないのではないかとそのように思います。

以上のように地域コミュニティの防災活動について思うところを述べさせていただきました。地域コミュニティの防災活動が今後地域防災計画にどのように記述されていくのか。現在の検討状況をお伺いいたします。

2 「生きる力の教育」とは

次に「生きる力の教育」とはどのようなものか。これについて質問させていただきます。学校では今年度から新学習指導要領に基づいた教育がスタートしております。文部科学省のウェブサイトには「生きる力を育むために、子どもたちの未来のために」というタイトルで次のような文章が記載されております。

「新しい学習指導要領は、子どもたちの現状をふまえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。これからの教育は、「ゆとり」でも、「詰め込み」でもありません。次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を身に付けてほしい。そのような思いで、新しい学習指導要領を定めました。「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、ご家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切です。子どもたちの未来のために。新学習指導要領、スタート。」以上です。期待したとおりの教育が実施され、子どもたちがしっかりと社会生活を送れる大人になることを期待したいと思います。

この文章の中で注目したいのは、学校だけでなく地域家庭を含む社会全体で取り組むという表現です。以前から地域、家庭の教育力が大切と言われてきました。しかし、これまでの経過を振り返れば、本当に具体的に地域がどう教育に関わるべきか、あるいは家庭におけるしつけや教育はどうあるべきかという根本的な課題には地域差もありますが、積極的な取り

組みは全体的には低調でなかったかとそのように私は感じております。加えて義務教育を終えた子どもたちが現実問題として社会とどう関わり、どのように社会人として生きていくべきかという課題には、学校教育も社会教育も実はどうしていいのかわからなかったのではないかとこのようにも感じております。

そうした中で行政の事業として当市では、昨年からの新たな取り組みである子ども・若者育成支援センターを設置し2年目を迎えました。今年は地域協議会の設置まで進められており、こうした先進的な取り組みを評価したいと思います。保育園、小学校、中学校、全学校の領域においてこの支援センターは積極的な役割を果たしております。評価したいと思います。また、特別支援学級、総合支援学校の設置の取り組みについても同じように評価されるべきと考えております。

しかし、教育における最も大切なことは、「子どもたちがたくましく育ち、働き、家庭を築き、子どもを育て、地域社会に貢献し、社会をより良いものに変えていく」そうした力を子どもたちに与えること、これが教育における最も重大な課題であります。よく学力問題がいわれませんが、学力、知識、これらは生きていくための、生きていく目的を果たすための手段にしか過ぎません。最も重要なことは、こういうたくましい子どもを育てる、こういうことであろうと私は考えております。

人の成長に合わせて各々の年代における家庭や社会等の関わりのあるべき姿、権利や義務、社会に対して果たすべき役割、家庭に対して果たすべき役割、そうしたもろもろのことを一つの教育として、学校教育や社会教育で取り扱っていくべきではないだろうか。そのように考えております。

さて、現在の南魚沼市における生きる力の教育とは、子どもたちの立場に立って、実りある人生を築いていくための社会をよりよいものに変えていくための、そうした現実感のある教育であるのか。基本的な考えと事業の動向についてお伺いをするものであります。以上で1回目の質問を終わります。必要であれば2回以降も質問をさせていただきます。

○市 長 腰越議員の質問にお答え申し上げます。

1 防災における地域コミュニティが担う役割は

本年3月定例会の議員の一般質問の答弁で申し上げましたけれども、今、議員おっしゃっていただきました昨年7月の豪雨災害につきましては、自主防災組織、消防団、行政区の皆さん、本当にうまく連携をしていただきまして、人的被害を出さずに済んだということでありまして、本当にありがたく思っているところであります。私どもも改めてということでもありますし、市民の皆さん方も自主防災組織の重要性という、このことは強く認識していただいたと思います。今年度の春の行政区長会では、市で作成しました自主防災組織の活動マニュアル、これを再度確認していただくべく、全区長さん方にまた配布をさせていただいたところであります。

自主防災組織でありますけれども、平時はやはり防災知識の普及、啓発、地域内の安全あるいは設備の点検、防災訓練これらを行なっていただいております。また、災害が発生した

場合は情報の収集伝達、初期活動、被災者の救出、避難、誘導、避難所の運営、これらの大きな役割を担っていただいております。それは結局、行政区単位のコミュニティ組織であります自主防災組織これによって活動していただいておりますが、昨年のようにある程度大規模な災害が発生した場合は、一つの自主防災組織だけで対応することがやはり困難になってまいりまして、近隣の自主防災組織と連携をとることがやはり必要になってくることでもあります。

そういうことから考えますと、協働による自主防災組織の活性化ということのためには、議員ご質問にありましたように複数の行政区が一体となって地域づくりの取り組みを進めております地域コミュニティ、これが非常にやはり重要でありまして、そこでの連携ということが防災活動としても必要だと思っております。その担う役割、活動についても議員おっしゃったとおりでありますので、市内の各協議会の現状あるいは活動内容について、今、整理、検討をしているところであります。

地域防災計画における自主防災組織と地域コミュニティの規定、これにつきましては今現在、原子力災害対策にかかる地域防災計画の見直しを検討しております。原子力災害対策につきましては、その影響範囲の大きさあるいは専門的な知見の必要性、それから市単独での対策・対応が困難である、こういうことからご存じのように今県内30市町村で研究会を組織して、福島の事故発生以来検討を進めているところであります。原子力発電所の立地点からその影響度合いで、前はEPZと言いましたが、今は何かPAZというこれが即時避難区域、それからUPZ避難準備区域、PPA屋内退避計画区域このエリアの設定。それから広範かつ自らの避難と合わせての避難者受け入れという多重的な避難体制。それから安定ヨウ素剤あるいはスクリーニングといった医療対策・体制、こういうことも含めて風水害や地震災害とは違った視点からの検討も必要となっておりますので、指針となる国のマニュアル作成も今遅れている状況であります。

そういう状況の中では、研究会といいますか先ほど触れました全市町村での研究・検討は進めておりますけれども、確定的な地域コミュニティ活動も含めた地域防災体制の確立というのは、もうしばらくやはり国の指針も待ちながらしていかなければならないということになりますので、今現在、格段に進んでいるということは言い難い状況ではありますが、なるべく早く。先ほど申し上げました原子力災害というものを除いて作成してみても、また対応が必要になるということになりますので、先ほど触れましたPAZ、UPZ、PPA、あるいは安定ヨウ素剤、スクリーニング、こういう問題をきちんと整理をしてからの対応になりますので、ちょっと遅れるということになりますけれども、よろしくようお願い申し上げたいと思っております。

2 「生きる力の教育」とは

2番目の「生きる力の教育」とはということについては、教育長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○教 育 長 2 「生きる力の教育」とは

2点目の「生きる力の教育」とはについて答弁を申し上げます。議員ご指摘のように、昔も今も教育は一言で言ってしまえば子どもを一人前に育てる、自立させることが目的でなければならないと、このように思っております。明治5年の学制の発布までは、いわゆる公教育というものにはなかったわけでありまして、子どもを一人前の大人に育てるという機能は、全て家庭と社会で担っていたわけでありまして、それが今では教育といえば、もう全て学校でやるものだというふうな風潮になりまして、これが先般の教育基本法の改正の一つのきっかけになったとこのように考えております。

これを受けて、先ほど議員から紹介していただいたような新しい学習指導要領においては、学校だけでなく家庭や地域の力も借りて、そして生きる力を育てていかなければいけないとこういうふうに、文科省としてはかなり思い切った方向転換をしたものだなとこんなふうにも思うところであります。ただ、そうは言いましてもこれもご指摘のとおりであります、では今現在、学校教育、社会教育を通じて、あるいは地域・家庭に具体的にどのように働きかけができていくかということになりますと非常に心細いところであります、ご質問のありました当市の現状についてだけ申し上げたいと思います。

一つにはこれも議員から紹介していただきましたが、子ども・若者育成支援センターの活動がございます。当初は不登校の子どもたちの対応というふうなことで始めてきた取り組みでありましたが、おかげさまで社会の、市民の皆さんから大きな支持をいただきながら、今の活動内容まで広げていくことができました。まだまだ不十分とは思いますが、これを拡充していくことで、地域、家庭との、あるいは学校と地域、家庭、行政との橋渡しといえます。かつなぎ役として、これからその機能がますます期待されるとこんなふうに思っているところであります。

この中でやっている具体的な事業としては、例えば心豊かな子育て教室、そして俗にいうだんぼの部屋、それから地域の皆さんから学校の子どもたちを支援するためのボランティアに参加いただいたときのわずかばかりの謝礼、こういったふうなものをやっております。また、青年向けとしてはジュニアリーダーの養成ですとか、もう一つは全く異なる教育課程を受けている外国の子どもたちとの交流によって、自分たちも社会・家庭の中で果たすべき役割そういったものを認識させようということで、それだけが目的ではありませんが、そういうことも目的に含めて国際交流、特にアジアからの高校生の受け入れと短期留学の受け入れと、こんなふうな取り組みをやってきておるところであります。

一つの体系になっているかと言われると、今現在まだなかなかそこまではいっておりませんし、もう一つの義務教育ということで文科省の定める学習指導要領の枠の中で行うという、当然といえば当然であります大きな縛りがあります。これを総合的に運用していくには今現在の学校の力といいますか、要は学校に所属する教職員の人数の点もありますけれども、そういった点で非常に難しさを抱えているとこんなふうに思っています。

難しさを抱えているといいながらも、生きる力をつけるということは非常に大切なことでありますし、今後とも努めてまいりたいとこのように考えております。

○腰越 晃君 これからは一問一答で質問させていただきます。

1 防災における地域コミュニティが担う役割は

まず、地域コミュニティが担う防災における役割ということですが、実は去年の3月11日、東日本大震災が発生したわけですが、そのときにたまたま中之島地区環境改善センターが避難所として指定をされたということがありました。実際には避難者は来なかったわけですが、そうしたときに後からコミュニティの役員の皆さんから出てきた話というのは、何をすればいいのかねと。後からでなくてそのときでしたけれども。それは社会福祉協議会であるとか行政の方から指示があると思いますが、というような話をしたことがあったわけです。

実際には先ほど申し上げましたように避難者が来なくて、機能する必要もなかったのですが、そのときの反省として言われていたのが、実際避難所に指定されて避難者が来たときにはどうすればいいのだろうねと、そのところいろいろその後も議論がありました。社会福祉協議会は、行政は何か言ってきたの、特に何も言ってきていないですよという、そういう話でしたというように記憶しております。

それで、そういう話がずっとありまして、今年、中之島まちづくり協議会では一つのモデル事業として、市からいただく提案予算を使って千石という行政区が炊き出しの実験といったら悪いですが、そういうものをやってみようかという話になっております。そういう意味でコミュニティが何ができるのかというところを、やはり今その活動の一環としてやっていくべき内容についてある程度考えて、各地域コミュニティに提案していくということも必要ではないのかなというように私は考えております。

市長さっきおっしゃられたように、やはり原子力災害というものは、非常に今も大きな課題として原子力災害への防災活動というのは大きな課題としてこの国にあるというのはわかっております。では、どういう対応をすればいいのかということについても、まだまだ検討の時間がかかるということは理解できますが、やはり地域防災計画にしっかりと登載できなくても、今からでもやっておくべき地域コミュニティが果たすべき防災活動については、市の方からしっかりと自主防災組織との連携、消防との連携等をかみ合わせながら、やはり言っている内容を提示しお願いしていくべきではないかなと思うのですが、市長どうでしょうか、見解をお伺いしたいと思います。

○市長 1 防災における地域コミュニティが担う役割は

議員のおっしゃることももっともでありまして、まさに行ってみたけれど何していいかわからないという、そういう状況もあったというふうに私も伺っております。これがそれでは水害の場合はこうだ、風害はこうだ、雪害はこうだと、これはこれで出せるわけですが、先ほど触れました原子力ということになりますと、避難の体制も含めて全然違ってくる対応になりますので、それをどうするかというのは先ほど触れた問題であります。

一般的な災害といっても普通予期される風水害、雪害あるいは地震、これらに対応する場合にどうだということは、今の防災マニュアルでほとんど示しておりますので、これは大体、

それをある程度皆さん方にまた周知をすれば——ただ、今のはやはり自主防災組織としてということですから、それを今度はある程度集合体になって地域コミュニティということですから、長がどうなるとか、やはりトップがいなければ右往左往するばかりということですから、その辺も含めて示される部分が早急にあれば、これはきちんとやっていかなければならないと思っております。

今ちょっと担当で検討を進めておりますので、その辺の進捗具合も確かめながら、議員おっしゃったように早く示して、対応できるものがあれば示させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○腰越 晃君 1 防災における地域コミュニティが担う役割は

災害は本当にいつ来るかわからないという状況でありますので、今、市長の答弁にありましたように、当然災害というのは自主防災組織の範囲を超えて広域的なものになると、大規模なものは間違いなくなるというように想定されますので、地域コミュニティができるものをきちんとやはり各コミュニティに示して、そうした活動を進めていくことを希望して1番目については終わります。

2 「生きる力の教育」とは

2番目の質問についてであります。今ほど教育長の方から生きる力の教育ということで、今、南魚沼市が進めておる事業について説明をいただきました。通告文の中に書いてあるのですけれども、「大系」という言葉を使わせていただきました。大系という意味合いがいいのかどうかというのは、とられる人によって違うかもしれませんが。私が申し上げたいのは、今行われている様々な教育事業が、新学習指導要領との兼ね合いの問題もあるでしょうけれども、本当に子どもたちの立場から見た生きた教育であるのかという、そういうことでもあります。

個別分野あるいは個別の課題について様々な教育事業が行われておるのですけれども、それでは、子どもたちがおぎゃあと生まれて、はい歩けるようになりました、顔も一人で洗えるようになりました、歯も磨けます、ご飯も食べられます。そうしてどんどん成長していくわけです。そして、中学が終わり16歳になれば自動二輪の運転免許がとれますよ、18歳になれば普通免許もとれます。20になったら大人ですからタバコも吸えます、酒も飲めます。

ただし、あなたには社会人としての大きな義務と使命が同時にくるのですよ。働けば納税の義務というのがあります。それから、日本の国をよりよい国にしていくためには、やはりきちんと政治に参加し投票しなければならない、そういう義務もあります。あるいはどれかの年金に加入し年金を払わなければならない。健康を維持するために健康保険にも入らなければならない、そうした義務もあります。それから例えば不幸にも失業した場合にはどういう行政からの支援があるのか、こういうものがありますよ。あるいは犯罪、こういうことは悪いことですよ、してはいけません。

こういう様々な具体的なものを学校教育で取り扱っているのでしょうか。あるいはもっと大

きくなって結婚をし子どもを育て、地域社会で様々な役割を仰せつかってやらなければならないと。地域社会ってどういう仕組みですか、どのように動いていますか。こういう教育というのは、大系的になっている教育というものはおそらくないだろうと思います。

スウェーデンの国が使っている、あなた自身の社会と題されている中学生用の教科書ですけども、これには本当に人間がおぎゃあと生まれて生き、それから一生を終えるその各段階ごとに、子どもたちの目で子どもたちに質問するように、そういった様々な人間の一生の中で起こり得るであろう、あるいは役割を担わなければならない、そうしたものが具体的に書かれております。

日本では例えば社会科でも歴史でも地理でもいいのですけれども、あるいは高校生になって政治経済でもいい。その分野の教育は行われますけれども、それらを全部合わせて時系列的に、社会人として生きていくためのその力の源泉となるものは何か、社会の仕組みとは何か、そうしたものを教える学科は残念ながらないと思います。

私は一つの提案として申し上げたいのは、そうした子どもたちが発達段階に応じて、あるいは大人でもいいです。私ももう60近くなりますけれども、まだまだいろいろわからないこともある。地域社会の仕組みなんていうのはまだよくわからないところいっぱいあるし、勉強しなければならないところもある。でも、いつの年代になっても例えばその教科書に帰っていけば、大方の自分の生きている意味も、自分の役割もわかってくる。そして自分がどう生きなければならないかということもわかってくる。そうした教科書をやはり市として、市の教育委員会としてまとめ上げてもいいのではないかなというように、これは一つの提案ですけどもそのように考えます。

そうしたところで、やはり生涯を通じて生きる教育になっていくのではないかというように期待しています。これは一つの参考になるかと思うのですけれども、この本がここまでいなくても結構ですが、そうした分野あるいは本当の一定年齢に固定したものはなくて、人生全体を通じたそうした教育的考えを持つということが重要ではないかと思いますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

○教 育 長 1 防災における地域コミュニティが担う役割は

今、議員からお話いただきましたほどの内容の踏み込みは、もちろんないわけでありませんが、今現在の中学校社会の中の公民という分野において——ほぼ、踏み込みは浅いこれは否めませんが、例えば私たちの生活と現代社会というふうな章立ての中では、スーパーの店先に陳列されている商品を見ながら社会のグローバル化、情報化そして少子高齢化というふうなものを考えさせるとか、そして同じ第一章の中の3節では社会の見方・考え方というふうな中で、集団の中で生きることとか、効率のよさということと正しさ、公正さということですか、決まりを作る目的とその方法ですか、そんなふうなことが考えさせる。日本国憲法と人間の尊重ですか、それから現代の民主政治と社会、暮らしと経済、それぞれ中学生に考えさせる、教えるという、内容としては網羅されている。その網羅されている分だけ踏み込みが浅いということだと思います。

これが先ほど申し上げましたように学習指導要領で、小学校ではここまで、中学校ではここまで、高校ではここまでというふうな組立てでそれぞれの教科書が作られているということによるわけでありまして。そして、今おそらくほとんどの子どもたちが高校まで行っているという状況の中で、中学校の段階で完結するというか踏み込みも十分踏み込んだ教科書というものは、おそらく国の検定で通ったものは出てこない。教科書会社が作らないとこういうことだと思いますので、これを本当に作るとすれば市で作らざるを得ないわけですが、果たして誰が執筆するかということも非常に難しいところでもあります。ごもっともといえますかおっしゃることはそのとおりだと思いますけれども、市で独自のこういった教科書をつくっていくというのは非常に難しいのではないかなと思います。

現実に私たちがここで暮らしている社会には、例えばお寺があったり鎮守様あったりしているわけです。誰もそれを信仰とか宗教とかというふうには意識しないで、その草むしりをしたり掃除をしたりというふうなことでの一つのコミュニティもできているわけですが、昨日、先日拝見いたしましたそのスウェーデンの教科書では教会のコミュニティという部分がしっかりと掌握されておりますが、私たちはそれに相当する部分は作れないし、難しいかなというところがございます。

○腰越 晃君 1 防災における地域コミュニティが担う役割は

今言われた内容については私、百も承知で申し上げております。しかし、教会がなくても同じような活動は地域社会で日本でもきちんとやっているわけです。文言にしたものがなくても、一応地域社会のいろいろな営み、活動の中でやっているものはいっぱいありますよね。でも、それを文言にしないとわからないというのが今の時代なのです。誰が作るのかというふうに、今そういう問題もあると教育長はおっしゃいましたが、それについてもよくわかります。やはりいろいろな意味で内容について公正さと公平さ、そして何よりも大事な子どもたちであれ、我々大人であれ、それを読むことによって今自分がなすべきことは何かというのがわかるようなものでなければならぬし、片寄ったものでもだめだとわかります。

ただ、一つの問題提起として今回一般質問で取り上げさせていただきました。もし、今後の中でやはりそういう世代を縦にたどっていくような、そういう市民のための教科書という視点でとらえてもいいと思いますので、そういったものについてやはり教育委員会が主管して考えていかなければならないことであろうと。また、そういうものが必要な時代であろうと思います。

少子高齢化、人口減少というそういう問題もありますけれども、やはり生きていく人間がしっかりと地域社会に根付いてしっかりと人生を送っていくようなそういう地域社会になっていかなければ、かなり少子化の問題に対しても、少子高齢化という問題の一つの原点であろうかなというようにも考えると、必要な課題ではないかなと、いろいろな角度から見て必要ではないかなと、そのように考えております。今後の展開について期待をしたいと思います。以上で質問を終わりたいと思います。もし、答弁があればお願いいたします。

○教 育 長 1 防災における地域コミュニティが担う役割は

今の質問に対する直接の答弁にはなり得ませんが、先ほどの話の中で申し落としましたので1点だけ申し上げたいと思います。西欧では教会コミュニティというものがあるというふうなことを申し上げました。その関連の中で皆さんご存じのとおりであります。新渡戸稲造が外国人の友人に、当時の日本人は極めてきちんとしているので、どんな宗教だというふうに聞かれたときに、大方の日本人は無宗教だ。では、生活の規範、行動の規範になっているのは何があると聞かれて、それで彼が一生懸命考えてまとめたのが「武士道」だということでもあります。

この武士道というのは戦後真っ先に否定をされましたし、そして武道というものが、剣道、柔道も含めてですが禁止されて、剣道、柔道という名前そのものが使えない時代も長かったというふうに聞いています。今回、中学校に武道が必修となってきた中で、技を教えるよりも礼節とか心を教えるというふうな指導をするというふうなことがいわれておりますので、そういったことも経過を見ながら、ただいまのご指摘の点についても考えていきたいと、このように考えています。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時5分といたします。

(午前10時48分)

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

○議 長 質問順位19番、議席番号1番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 発言を許されましたので質問に入ります。

南魚沼市財政計画（変更2）を問う

行政学を勉強してまいりますと、南魚沼市はルールに従い全うな財政運営をしているという認識を持ちました。しかしながら全国の自治体は常に財政危機といわれております。市民にとっては行政改革イコール財政改革という概念が一般的であり、雇用を確保し、税収を増やすことが政治課題であることがわかっているにもかかわらず、公共事業をやめよという論調はなくなりません。三位一体の改革は国庫負担金を削減し、税源移譲するというものでしたが、国庫負担の削減の影響は大きく地方はさらに苦しくなっているといえます。

そうした全国的な地方の経済状況の悪化のためか、野球場を作れば過去の夕張市のようなるといった誤解は、依然として市民の間に根強いものがあります。不適切な会計処理をしていた自治体と比較されることは全くおかしいわけですが、これは市民が悪いわけではなく説明をしてこなかった我々に責任があると思います。一貫して財政規律を守り、職員削減等の努力をしていますが、建設反対署名という大衆運動の前には原理原則も通用しません。自治体運営の基本は財政ということで質問をさせていただきます。以上、壇上での発言を終わります。

○市 長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

余りにもあっさりしましたけれども、桑原議員にお答え申し上げます。この財政計画といえますか財政の件でありますけれども、ご存じのように国の経済状況、経済情勢、これがな

かなか回復しない中で、当然であります但我が市も個人、法人所得の減少、あるいは土地価格の下落、こういうことで市民税という部分では本当に減少しまして厳しい状況が続いております。

その半面、現在出しました財政計画は、前回計画時よりは国の方針変更もありまして、交付税及び臨財債、これが大幅な伸びとなっております。前回の計画との差が大きくなってきたのがそこでありました。合併特例債の発行期限も迫る中でありまして、投資計画も具体化されてまいりましたので、前回策定から2年半という短い期間でありましたけれども、前回の計画との乖離もみられる項目もありましたので、より現状に合わせた計画となるように今回提出をいたしました財政計画を作り直したということでもあります。

やはり国も同じ、自治体も同じでありますけれども、財政がきちんと回転をするということでは、まさに何を言っても絵に描いた餅ということになりますので、このことだけはきちんと規律を守りながら市民の皆さん方にご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○桑原圭美君 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。通告しています。歳入に関してもありますが、市税の落ち込みは主に固定資産税、そして都市計画税の減額等で5億円程度としております。妥当な計算でもあると思いますが、税率を減額した部分のそれに代わる財源の確保を再三質問しているわけですが、それをどういったふうに考えているか。そしてまたコパルさんの進出等がどう税収に影響してくるか、今の時点で考えをお聞きしたいと思います。

○市長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

おっしゃったように、先ほどもちょっと触れましたけれども、固定資産税は特に地価の下落傾向に歯止めが全くかかっておりませんので減収が続いておりますし、都市計画税は不満の方もいらっしゃいますけれども半額減ということでもあります。6,500万円でありますけれども、これの代替財源が見つければということとずっと申し上げてまいりましたが、固定資産税の税率で調整ということも非常に困難だということもわかりましたので、これを待たずに減額させていただきました。この代替財源としては全く今は持っておりません。

一部にはこれは広い論調の中ですけれども、地下水利用税とか、あるいは森林環境税とかこういう議論もありますけれども、今こういう経済状況の中で、しかも消費税率アップということも現実味を帯びてきているような状況の中で、ここでまた市民の皆さん方にこういうことで負担をいただくということはいかなるものかと思ひまして、これらについては検討しているという状況では全くございません。当面は産業の育成、雇用の場の確保、こういうことから税収アップを何とか図っていきたい。

コパルさんにつきましては、新たに今のグラウンド用地に40メートルの90メートルぐらいといっていましたか、大きな社屋が建ちます。そして今のグラウンド用地が当然ですけれども今度は宅地ということになるそういう部分が出てまいりますので、減免措置は工場用

地条例に基づいてやっておりますから、3年から5年はそれがすぐということではありませんけれども、将来には大きな税収増に。

雇用が、昨日も申し上げましたけれども、150から300という数字を具体的に永守会長の方からも示されておりますので、これが個人の所得の増といいますか働く人がそれだけ増えるということになりますと——それだけ増えるということではなくてその部分がほかに就職しているということもありますけれども、それでも市内にそれだけの皆さん方が働いていただけるという部分が確保できますので、これも個人所得の関係では大きな伸びになっていくだろうと思っております。ただ、まだそれを試算まではやっておりませんが、期待を持っているところであります。

○桑原圭美君 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

産業育成と雇用で税収が増えるということは非常にいいことだと思っております。

次にリフォームの補助金が非常に経済効果が大きくて、非常にいい施策であったと思っております。こういった施策は期限を区切るのがいいのかとは思っておりますけれども、市内業者の育成であるとか、市内の消費の促進を含めたこういった施策は非常に有効かと思っております。また今後こういった施策をとっていくのかどうかお聞きしたいと思います。

○市長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

このリフォーム事業につきましてはご承知のように、始めた当初はいわゆるリーマンショック等に対応する景気対策という意味で始めさせていただきました。そこで、年度当初の一般会計の際にもご質問もありましたし、これを継続的に恒久的にやるのか否かという問題でありますけれども、当初はそういう考えではなくて、いわゆる景気対策ということで始めさせていただきました。

今年度の状況をみますと、また3,600万円も上積みをして10億近い経済効果があるということも判明をいたしましたので、この状況がいつまで続くのか。これらはやはりきちんと調査をした上で恒久的にこの制度を根付かせるという考え方では今はありませんけれども、必要であればやはりそういうことも考えていかなければならない。

あくまでも景気対策という部分を強調したわけですが、それもあり、あるいは業者の皆さん方の育成や、それを利用される市民の皆さん方の期待度といいますか、これが世帯として約1万9,000あるわけでありまして、そこが全部ということではありませんけれども、相当数がこの3年間でそれを利用させていただいているわけでありまして。その辺も調査をしながら必要とあればこれは継続させていかななくてはならないという思いであります。

○桑原圭美君 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

利用の状況等を確認しながらまた検討していただきたいと思います。

臨財債に対しては過去2人ほどご質問が出ていますので、こちらは基準財政需要額の振替ということで理解ができましたので、省略したいと思います。

次、歳出に移ります。地方の歳出は総額で約90兆円ぐらいといわれております。民生費、教育費の支出が40パーセント、土木費、交際費が13パーセント程度でありまして、ほと

んどこの数字をみますと地方経済というのは成長路線がとれていないということがわかるか
と思います。

教育は未来への先行投資でありますし、高齢化社会に対する対応というのは我々の世代が
負うべき社会的責務ではあると思いますが、成長路線をとれないというのは何か理由がある
のだらうと思ってしまいます。人件費に対してですが、定員管理、適正化計画の遂行、これ
は非常に評価できます。しかし、人員が減り、年齢構造も若年化していくわけですが、共済
費の部分が負担が増えていくというのが、これはなぜかという疑問がありますのでお答えい
ただければと思います。

○市 長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

ご承知のように日本全国合併が大幅に進みました。こういう中でどこの自治体も職員数を
大幅に減員しております。しかし、過去の退職者の皆さん方に対する共済年金、共済ですね。
この年金の部分が今の日本の人口減少と同じでありまして、大勢の人を今度は少ない人数で
支えていかなければならない。その負担が個人も上がりましたし、いわゆる自治体も上がっ
ているということでありまして、共済費は増えているというのは議員がご指摘のとおりであ
りますけれども、これはいかんともし難い部分であります。

○桑原圭美君 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

共済費の部分はわかりました。

次に扶助費に移ります。毎年微増という予測であり、今の経済状況を勘案しますと妥当で
はないかと思います。ただ、地域が関西のようににはならないとは思いますが、全国的に増
加傾向にある生活保護に対しまして、この市ではどのように考えているかお聞きしたいと思
います。

○市 長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

生活保護も含めたその扶助費でありますけれども、一応やはりこれは、一応といういい方
は失礼ですか、いわゆるセイフティーネット、生活していくための最後の砦であります。こ
れは必要な方に適正に支給していかなければならないと思っておりますが、不正等はきちん
と把握をしながら、これには厳正に対応しなければならないと思います。今のところ私たち
の市の中で不正受給という部分は発覚はしておりません。

ただ、生活保護費というのは、いわゆる生活を保障するという部分もありますけれども、
やはりそこから抜け出していただいて、生活保護受給ではなくなるような生活をしていただ
くということも一つの大きな目的になっています。その間にきちんと生活を立て直していただ
く、あるいは職を見つけるいただく、これはやはり職員も含めてその指導やあるいは情報
提供やそういうことが必要になっていきます。職員数が減っていく中でこういう部分が増大
をしておりますので、非常に厳しい状況ではありますけれども、やはりセイフティーネット
とはいいながら極力そこから早く抜け出せるような指導、教育——教育ということは失礼で
すね——指導や援助がこれから最も求められてくるものだと思っております。

○桑原圭美君 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

次は病院会計に入ります。自治体の病院というのは8割が全国で赤字となっていて、非常に苦しい経営になっています。これは資金不足を不良債務額にしてしまうという国の方針が影響しているのではないかと私は思っております。自治体の一般会計と考え方が異なる期間損益と複式簿記などを採用する公営企業の会計について、何か不都合を感じている部分があればお聞きしたいと思います。

○市長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

公営企業ですから、公営企業法に基づいて複式簿記といいますかこれをきちんとやっている。これを一般会計に当てはめてということについては、全くそれが何がメリットなのかよくわからないというふうに感じております。

東京で平成18年から独自方式の複式簿記を導入した併用管理をしているそうであります。私どもの市では平成20年から総務省方式によって決算に基づいた貸借対照表にあたりますバランスシート、それから損益計算書にあたります行政コスト計算書、純資産の変動計算書、現金主義の一般会計、これに近い資金収支計画書の4種類を作成して公表しているところであります。

東京方式なんてことを導入しますと、これは本当に多額の費用と手間がかかりますので、現時点では総務省方式ということで、概念、あるいは作成資料、それからいわゆる資料としてそういうことを作成しているわけですがけれども、これは一般企業と自治体経営を同一視はできないわけでありまして。なかなか利益として入ってくる部分がないわけでありましてから、そこに無理矢理に一般的な企業会計を押しつけるというのは非常に私は無理があると思っておりますので、その東京方式といわれる部分について導入は全く考えておりません。

○桑原圭美君 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

公表するためにまたコストがかかるということでは困りますので、また上手に運営していただければと思います。

病院の経営が経済性への偏重や不採算医療の切離しになっていないかということをお聞きしたいのですが、婦人科や小児科の充実が要望されているがなかなか難しいとお聞きします。しかし、これが公益性の阻害となればちょっと問題があるかと思えます。今後の対策として産婦人科や小児科の要望の高い部分の充実というのは、どのようになっていくのかをお聞きしたいと思います。

○市長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

病院もしかり、水道もしかりでありますけれども、不採算部門だからといってこれを自治体運営から切り離して、もうそこから撤退するということは、これはあってはならないことであります。ある程度不採算であっても市民の皆さん方の生活、あるいは安全、安心、命を守るという立場から、これはきちんと運営をしていかなければならないと思っております。

小児科、あるいは産婦人科でありますけれども、これが例えば不採算部門であっても市ではこの診療科はとにかく設けたい、設置をしたいということで、一時は大和病院でもそれはありましたけれども、先生がいなくなったということからこういう状況であります。先生さ

え見つければすぐにでも開設をしてという思いはあります。

しかし、この2科の先生方が非常に不足しておりますので、そこは基幹病院に大きく期待をするところであります。ここにある程度医療資源、いわゆる医者を集約させて、そして診療程度のことは六日町、大和、城内で行うにしても、出産も含めた部分は基幹病院の方に集中をさせていけば、少ない医療資源を有効に活用できるのではないかというふうに思っております。

○桑原圭美君 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

出産とお子様の小児科の部分は非常に大事な部分と思っておりますので期待しております。

次に国保の質問を用意していたのですが、先ほどの生活保護の部分と似たような質問になってしまいますので、ちょっと省略をしたいと思うのです。そこで1点なのですが、国保法の改正によって、保険料の滞納者に対しては少し厳しい対応がとられるようになりました。そこで、場合によると保険証の返還と資格証明書の交付ということになるわけで、この議会でも批判等がありました。しかし、同時に国保法では保険給付を受ける権利は差し押さえることができないと法律に書いてありまして、この法律ができたことによって利用者そのものに不利にはなっていないと私は思うのですが、この市ではどうでしょうか。

○市長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

今までもこの短期証等も含めて、非常に議論のあるところではありますが、元々がいわゆる医療を受ける権利を剥奪するというものではありません。今新しく改正される部分についても、それは今議員がおっしゃったように明記をしているわけでありまして。やはり理不尽な滞納、このことにきちんと対応するための、いわゆる滞納者への対応がややきつくなると思いますかそういう部分が出るのかもわかりませんが、今までと同様に私どもも無理をして剥ぎ取るとか、そういうことなく理解を得ながら納税をしていただく。本当に生活困窮で国保税が払えないという方については、それなりの処置を用意しながら、全てが保険証の剥奪なんということを考えているわけではありませんので、市民の皆さん方がとにかく安心をして医療が受けられる。これは互助制度でありますので、そのことも強く認識していただきながら国保運営に努めてまいりたいと思っております。

○桑原圭美君 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

では、最後の公債費・投資的事業に移ります。これは関連性がありますので一括で行います。公債費に関しましては計画どおりだと思っております。しかしながら、投資的事業というのは、タイミングというものを考えながらやっていかなければいけないのではないかと思います。そういった上で必要な社会資本整備等は合併特例債を活用すべきだと私は思っております。

合併特例債の延長等は議会からも意見書を出していますし、またこの特例債の延長は今、どういった中で国会で話し合われているかということも、市長に情報があればお聞きしたいと思っております。また、社会資本整備ももちろんなのですが、おそらくこういった特例債のような起債ができて、スポーツ施設の整備ができるというチャンスはなかなかないと思っ

ています。そういった中で要望が極めて高いこの陸上競技場等の整備をするようなチャンスがあるのかどうか、これを最後にお聞きして終わりにしたいと思います。

○市長 南魚沼市財政計画（変更2）を問う

特例債の延長につきましては、財政計画を作るときは全く見通しがたたない、その中で衆議院で可決ということがありました。これは参議院に送られたわけでありましてけれども、昨日の参議院のこの委員会で可決をいたしまして本会議に送付した。ですから、会期延長がなければ明日が会期でありますので明日の参議院本会議で成立するか否か、これはちょっと見通しが立ちませんが、委員会等の状況をみますと反対ということは全くないようでありますので可決するものだと思っております。延長がなれば若干日にちが延びるにしても、これはもうそう遠い時期ではなくて必ず可決していただけるものだと、そうしますと5年間延長が可能になるわけであります。

今、市の合併特例債の現計画では特例債発行可能額より20数億円少ない部分を予定しておりました。結局27年が限度ということになりますと、その部分は使えないということも含めてです。では、延長したからそれをみんな使うのかということではありません。そういうことが有効に使えるものであれば、今議員がおっしゃったような施設整備こういうことも含めて、新たにもう一度検討をさせていただきたいと思っております。

20数億円という部分でありますので何がどうできるのか、これはまたこれからもう一度本当にこの部分だけは——ただ、財政が大きくなるということではありません。しかも、延長になったりしますと、ある意味財政的には余裕が出てくるわけありますので、その辺は本当にありがたいわけです。必要とされる施設につきましては、この特例債がいわゆるその期限が終了しても、年次計画等の中で集中的な投資をやるのか、ちょっと長い間かけて継続事業としてやるのか、こういうことも含めて検討しなければなりません。これが使えるということは非常に大きな、財政的には有利なことでありますので、そういうチャンスを逃さないようにまた計画を練っていきたいと思っております。

○議長 質問順位20番、議席番号20番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 一般質問を行います。

1 小学校の少人数学級の取り組みについて

小学校の少人数学級の取り組みについてであります。今議会も教職員組合の皆さん方から30人以下学級の実現等の請願が出されました。毎年毎年であります、この時期に議会に対してこの請願が出されます。多くの自治体で採択をされ、そしてそれぞれの機関に送られてくるわけあります。年々少しではありますけれども、この実現、改善に向けて動きが進んでいます。が、どうしても法として決められない。全国で一律にこのことが機会均等に行われない。なっていません。

そんな中でありますけれども、ありがたいことに新潟県では全国に先駆けて小学校1年生、2年生では30人程度の学級、そして小学校3年生以上の国語と算数、中学校では数学と英語、この授業で少人数の指導が実施をされている、このようだそうです。このことに

よって保護者や教職員の皆さん、教育効果が上がっているとすこぶる好評であります。今年度より新潟県では小学校3年生で少人数学級の効果の検証を始めているそうでありまして、今後、3年生以上の皆さんにも拡大されるのが期待をされているところであります。しかし、ほとんどの学校がこれまでどおり学級の定数が40名であります。地域の保護者からは3年生に進級する時に少人数学級も継続をしていただきたい、このような声が多く出ているというふうに向っております。

現在の制度では都道府県での裁量で引き下げることが可能というところではありますが、文科省ではあくまでも40人学級、40人の定数で予算を算定されているわけでありまして、国では学級編成基準、これを下げてもいいがそれに対するお金は出さない。つまり、その県で遣り繰りをしながら少人数学級の取り組みをしている、これが現状だと思います。特に新潟県ではその先駆的な役割を果たしている、他の県への波及効果ということでも大変大きな意味がある、このように思います。

さらには市町村単位でも独自に教員を配置して、少人数学級を導入する、こういう動きも広まっているとのことではありますが、特に中1ギャップといわれる問題があることから、中学校の1年生に対しても少人数で指導する動きや、あるいは各地で実施をしている自治体もある、このように聞いております。大きな教育の成果が認められている、このことは明らかであります。

そこで市内の学校の様子をみてみますとどうでしょうか。今議会、市長所信表明の資料によりますと、城内小学校の4年生、6年生、浦佐小の4年生、六日町小学校の5年生、6年生、そして塩沢小の4、5、6年生、これらの各クラスが押しなべて38人以上のクラスであります。特に塩沢小学校6年生では最高の人数といえますか、40人です。法で決まっているといえばそれまでであります、学年で1人多くなる、あるいは少なくなるか、これによってクラスの人数が倍半分になるわけでありまして、いわばこのアンバランスを解消すべきだというふうに思っているところであります。

今回の一般質問では小学校のみのことを申し上げる通告でありますけれども、市内の中学校をみても同じようなことが言えるわけでありまして、学年の生徒数によって各クラスにおいて大きな差が出てくる。このことは児童や生徒、あるいは教職員の皆さんにとっても大きな負担がかかってくるわけでありまして、文科省が理念にあげて言っていますように、個々に応じたきめ細やかな教育、これを行っていくために少人数学級の実現を図らなければならないと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

2 柏崎刈羽原発の再稼働について市長の考えを問う

次に柏崎刈羽原発の再稼働について市長の考えをお伺いいたします。昨日の議会で議論がありました。ほとんどの議論の中で重複をするわけでありまして、市長のお考えもお聞きしました。お聞きしましたが、今一度丁寧にご答弁をいただきたいと思っております。

昨年3月の東京電力福島第一原発の事故以来、定期検査で国内の原発全てが停止をしてしまいました。6月17日、関西電力大飯原発の3号機、4号機の再稼働を野田総理は政府の

判断として正式に決定をしました。その理由に地元の同意が得られたと、このように言っています。総理はこれに先立つ先月 8 日の夕方に記者会見をし、再稼働に向けて国民に説明をしました。その理由として国民の生活を守るため、東電福島第一原発の事故のような地震、津波でも事故防止は可能であること、そして今、原発を止めてしまっただけでは日本の社会は立ち行かない、夏場だけの問題ではなく我が国のエネルギー安全保障からしても原発は重要電源である、などの理由を挙げていたわけであります。

しかし、これは関西経済圏の皆さんの要請に応えたものだと私は思います。一部新聞の論調では、電力不足で国民を脅かし再稼働を強行するものだ、そもそも再稼働問題と電力不足は次元の違う問題である、このように論調している新聞もありました。私も同感だと思います。多くの国民は余りにも早い再稼働に怒りを禁じ得ません。いまだに福島原発事故は終息をしておりません。大勢の避難者の皆さんが故郷に帰れず、場所によっては一生帰れないところもあるでしょう。皆さんは不自由な生活を余儀なくされているわけであります。そしてまた、全国各地で食品庫の食品や生活の場で、放射性物質の脅威にもさらされています。そして何より事故の原因の検証も終えていない現在であります。

そこで、柏崎刈羽原発の再稼働問題であります。報道によりますと、東電は中・長期的な安全対策の柱となる海拔 15 メートルの防潮堤が完成する 2013 年度には再稼働したい、再稼働を目指していく、このように報道されておりました。私は泉田県知事の一連の原発関連の発言には共感をしているわけでありまして、一貫して知事は事故の検証を唱えているわけであります。13 日の県知事の記者会見でも、そもそも福島原発事故の原因究明ができなければ対策もとれない。したがって、再稼働については議論はしない、このように言っています。まさにそのとおりであるだろうと思っています。

大飯原発の稼働について 17 日の新潟日報の報道では県内各首長の、とりわけ地元の首長といわれる方々の談話等が載っておりました。刈羽村の品田村長以外のそれぞれの首長の皆さんは、懸念や否定的な見解であったと私はと思っています。井口市長は改めてどのような見解をお持ちであるかお聞かせをいただきたいと思っています。

○市長 牛木議員の質問にお答え申し上げます。

1 小学校の少人数学級の取り組みについて

1 点目の少人数学級の取り組みについて、これについては教育長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

2 柏崎刈羽原発の再稼働について市長の考えを問う

柏崎刈羽原発の再稼働ということであります。昨日も申し上げましたように、まずは柏崎刈羽原発の再稼働ということについて申し上げますと、私も福島第一原発事故が検証されて、そして国が専門的、技術的な面から安全確保をきちんと行って、そして国民、市民が安心できるような環境を整えば、これは再稼働もやむを得ないという思いであります。それがどう進められるのかというのは全く今はわかりませんが、そういう立場であります。

ただ、先般の新聞、全国紙にも載っておりましたように、いわゆる原発立地地域で商売を

やっぺらっしやる方々が、再稼働させないという論調は我々に死ねと言っているようなものだ、もう生きていけないのだと、こういう声もあります。これはいわゆる立地されている地域の皆さんですから、そういう悲痛な声もあるということはやはり我々は真摯に受け止めなければならない。別にそれだから再稼働しろという意味ではなくて、何の対策もとらずに再稼働しない、あるいは再稼働するというそういう議論に結び付けていくのは、非常に私は無理があるというふうに思っておりますので、今市長として、このことについてどうだと問われれば全くその議論をする余地すらないというところであります。

大飯の原発につきまして、国が再稼働に舵を切って始まったわけではありますが、圏域が違うからどうだこうだという意味ではありませんけれども、一理あるものだということはわかります。今、実際計画停電とか電気供給が困難になった時に、どれだけの混乱が起きるかというのは、これはもう推して知るべしでありますし、この原発を全て止めて代替エネルギーが確保されてということであれば、これはもう1も2もなく原発はいらないということになりますけれども今まだそういう状況ではありません。

そういう中で、火力発電所等の稼働にLNG、これらの輸入で年間2兆円だそうであります。これは日本の資産が毎年2兆円ずつ外国に流れ出ているということです。これはとりもなおさずこの2兆円分は当然電気料金の中に入ってくるわけですから、国民がこれを負担すると。そういう一面もあるということ、やはり我々は考えていかなければならない。片方だけの議論で物事を進めるということは、やはり私は今適当ではないというふうに考えております。ですので、大飯の原発の再稼働これについて特別申し上げることはありませんけれども、立地自治体の皆さんも、周辺の、特に橋下さんあたりも限定的だとは言っていますけれども、やむを得ないということだそうですので、それはやむを得ないのだろうというふうに思っております。ですのでイエスかノーかの議論では、これはないのだということをご理解いただきたいと思っております。以上であります。

○教 育 長 1 小学校の少人数学級の取り組みについて

牛木議員の少人数学級の取り組みについて答弁を申し上げます。現状につきましては、議員がご指摘のとおりであります。ただ、1点だけ追加といいますか補足を申し上げますと、少人数学級のほかに少人数指導というふうなことでの加配もありますので、これも議員が触れておられたかもしれません。少人数学級といいますか、36人以上の学級、小学校は議員のおっしゃるとおりであります。そして小学校での少人数指導ができるようにという加配が、城内小、六日町小、塩沢小、中之島小にそれぞれ1人あります。それから北辰小学校には理科の少人数として1人、浦佐小にはパイロット事業。要はとにかく、例えば浦佐小の場合は国際大学の学生さんの子どもさん等々で、外国籍の方々、日本語が十分理解できないという方々が大勢いなさるものですから、そういった特殊性に考慮してというふうなこともありますけれども、そんなふうな加配もごございます。

それから中学校についても議員からお話がありましたが、学級の編成は40人でありまして、少人数学級、英語と数学についての33人以下の少人数指導ができるようにとい

うことでの加配がありまして、大和中に2人、塩沢中、六日町中、大巻中、五十沢中というところにも加配があります。

こんなふうに関現在もいろいろ手厚く配慮はしていただいておりますが、一面、非常に困っていることがありまして、正規の学級編成をしましても、なかなか正規の教員を十分にまわしてもらえないで、学級担任についてもいわゆる非常勤の講師を充てざるを得ないという場面がここしばらく続いています。この解消を毎年毎年義務教育課にお願いしておりますが、なかなかこれが解消できていないという実態もございますので、この中で報告をさせていただきました。

それで、議員がご指摘のように4年生、3年生以上にも、市全体で何人かの教員を雇用できれば、少人数学級が編成できるわけですが、このことに対しての県の見解といたしましては、市費で雇用した教員を学級担任にはしないでくれということでありまして、市町村間の格差が大きくなるからそれはやめてくれと、こういうことでもあります。何かそれなら県で手当してくださいと、こういうことになるわけでありまして。今まで申し上げましたような形で仮ですが、仮に市で教員を雇用して学級担任をさせるとした時に、必要になる人数は小学校で4人——ここでは計算は小学校の部分しかしておりませんが——であります。この4人を県の基準で雇用したとしますと、給与関係を県の基準を当てはめたとしますと、4人で年間1,328万円ということになります。

この額が負担できるかできないかという議論とはまた別に、本市ではこれまでに市費による、こういう非常勤講師の採用はしてはおりませんが、各学校から強い要望のある介助員ですとか、特別支援助手ですとか、そして国際科を始めるに当たっての日本語の指導助手ALTといったふうな方々の雇用をしておりますので、近隣の自治体に比べましても市費単独でのこういう方面での人件費は大きい負担になっております。

こんなふうな状況でありますので、また一方最初に申し上げたように、県の方針が方針でありますので、私どもとしては引き続き少人数学級についての要望をするとともに、学級担任に非常勤講師を充てなければならないようなことは、ぜひ、避けていただきたいという要望をしてみたいと、このように考えております。

○牛木芳雄君 2 柏崎刈羽原発の再稼働について市長の考えを問う

それでは原発の方から先にまいりたいと思います。よく周辺自治体ということがあります。先ほど市長が話に出しました大阪の橋下市長であります。大阪も周辺自治体だというふうな話をしておりまして、そういう関西圏全体の府県も周辺だという言い方をしておりました。余り定義がはっきりしておりませんで、市長はその周辺の自治体とはどのようにお考えであるか。今、県内の市町村で研究会を作って研究をしているというふうな話がよくありますけれども、その県内全体が市長は周辺だととらえているのか。我々のような40キロ、50キロのところは当然周辺になる。その辺の見解をお聞きしたいと思います。

昨日の議論でもありましたように、知事と同じ考えだというふうに質問者が言いましたが、私も今市長の話聞きまして、なるほどそういうお考えであるかなというふうに思いました。

論議をしないということだそうであります。そこに働いている方々も、というふうな発言がありました。当然、原発を立地している自治体で働いている方々、あるいはその方々を相手に商売をして暮らしている方々、こういう困窮を目にすることもありました。訴える映像も見たわけであります。

今すぐにこの30パーセントといわれる原発が占める割合を、今すぐにとすることはこれは不可能でしょう。しかし、菅前総理は、原発から脱却をするということで宣言をしました。それで野田総理も菅前総理の考えをなぐり捨てたわけではないというふうに言っていますけれども、どうも前のめりで原発の方に進んでいるような気がします。私は菅前総理が原発に頼らない電源を求めていく、頼らない社会を作っていくというその根底は、彼は市民運動家から出発した政治家であります。市川房枝さんの選挙の時から政治運動に関わった、私はそういう土台といたしますか、そういうのがあって彼はそういう信念を申したのではないかというふうに思っています。相当糾弾はされていますけれども、私は彼はその方向性には間違いない。

それで、原発に頼らない社会を作っていくには、それはそれなりの電源を求める産業は発達してくるわけでありまして、そこに雇用も生まれてくる、仕事も生まれてくるというふうに考えているわけでありまして。もう一度、原発に頼らない社会、このことと周辺自治体の定義、周辺自治体はどのようなお考えなのかお聞きをいたします。

1 小学校の少人数学級の取り組みについて

教育問題であります。加配等によって市も相当の予算的な出費をしているし、教育的な少人数の取り組みをしているというお話を聞きました。多分そうでありましょう。例えば今具体的な金額を教育長が言いましたけれども、1,300万程度で4人のそういう職員が雇われるということであれば、私は300億を超えるこの市の予算の中で、とても大きな金額であるとは到底思えない。教育予算全体の中でも到底思えない。

県の指導もあってなかなか思うようにはいかないようではありますが、大きな自治体、あるいは財政力のある自治体は、そういう教員を雇ってもほかの自治体と差が出てくるとうまくないからそうするのだと、それはわからないでもありません。わからないでもありませんが、今教育長が言ったような1,300万円余で4人の教員を雇えるのであれば、そんなに高いものではないというふうな感じはしますが、もう一度お願いいたします。

○市長 2 柏崎刈羽原発の再稼働について市長の考えを問う

周辺自治体という定義でありますけれども、先ほども申し上げましたPAZ、UPZ、PPAというこれがどうなるのか。我々は柏崎刈羽から大体50キロといわれていますね。50キロですと大体概ね入る。30キロですと十日町まで。今までは10キロ範囲がいわゆる今言っていますPAZという即時避難区域ということになっているわけですが、これが30キロになるとかという話もありますし、どこまでが周辺かと言われますと、距離で測れるものではないともありません。ご承知のように当日の風の流れ、天候等で例えば100キロ離れていても、もしかすると大きな汚染があるかもわからないし、30キロ圏内であっても

それはないかもわからないということです。周辺自治体というのがどこだと言われますと、私は特に今ここまでが周辺自治体で、これ以外は周辺自治体ではないということはちょっと申し上げられません。私の中でも判断がつきません。

今、県下30市町村でいろいろ研究会をやっておりますけれども、そういうことも含めて今勉強中、研究中であります。ある程度の方向性を待ちたいと思っておりますけれども、科学的な根拠があるわけでもありません。ですので、周辺自治体がどこだ、我々はどうなんだということを問われますと、今それはよくわかりませんと、概念としてまだ確定していませんということを申し上げる以外にございません。

菅さんが申し上げた脱原発、これはだからさっきから言っていますように、それはその方向で本当にいいと思います。ただ、議員がおっしゃったように、それを成し遂げていくために、どれだけの期間が必要で、どれだけのほかの代替エネルギーでどうできるのかということをしちんと示していただければ、議員がおっしゃったように原発に——そこに頼って商売をされている皆さん方も、徐々にそういう方向に移行ができるわけですから、例えばですね。ただ、急にやめるとか、そう言われると今まで来ていた方が何千人もいなくなるわけですので、それではとてもではないが我々には死ねということかという論調だと思います。

ですので、議員がおっしゃったように、方向性をそういうふうに定めて、そのために手を打っていく。けれども、急速にその代替エネルギーが出てくるわけではありませんので、その間はどうしても原発の再稼働が必要と思われる部分を、野田総理は自分で自覚しながら、菅さんと大きくずれているわけではないけれども、いわゆる過程の中の一つの手段だということだと思います。ただ、菅さんという方は、今おっしゃったように市民運動家であります。一般的には全く国家観を持たない総理といわれておりました。それだけ付け加えておきます。

○教 育 長 2 柏崎刈羽原発の再稼働について市長の考えを問う

1,300万円が負担できる額か、できない額かということは、この後、研究させていただきたいと思いますが、現実の問題として、今この地域の中で非常勤講師を確保するのが非常に困難になっております。かつては、例えば勸奨といいますか早めに退職された先生が、困っているのだったら応援にいつてあげようというふうな形で、非常勤でやっていただくケースが多かったのでありますけど、この頃は当然のことながら定年まで働いていただくのが大事なことだと思いますけれども、退職された後、なかなか応援、手伝ってあげようという余力がないというか。

それともう一つ、資格はあるのだけど家庭にいるという、そういう方々が本当にいなくなってきたというふうな状況の中で、例えば非常勤講師をお願いするにしても、小千谷とか長岡とかから来ていただかなければ確保できないというふうなことが今現在の状況になっております。こうならないようにというか、若い方々に教職を目指していただくようなことをやってということに取り組んできたつもりでおりますけれども、なかなか間に合っていないという状況もあります。

それから、さっき最初の議員の質問の中にありました中1ギャップによる——中1ギャッ

プによるものかどうかは別といたしましても、中学段階で急に不登校が増えるということが私どもの管内の大きな問題点であります。これを解決する、大幅に減らす、なくすというふうなことに、議員がご指摘の部分がどのくらい効果を発揮するかどうかという、その辺の検討もこれから加えさせていただく。もし、中学校に入ってから的大幅な不登校の増加というふうなことが解消できるということにつながってくれば、今現在の教育予算の組替えも考えたり、あるいは、この少人数学級という方向への舵を切るということも起こり得る、あり得ると思います。まずはその辺の検討をしてみないと、今も随分教育関係で人件費をいただいている中でありまして、さらにここで1,300万円ということはちょっと教育長としてはお願いいたしかねるという状況であります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時10分といたします。
(午前12時03分)

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。
(午後1時08分)

○議 長 質問順位21番、議席番号10番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それでは議長から発言を許されましたので質問をさせていただきます。それこそ傍聴者に同級生の親父さんが来ていますのでちょっと緊張していますが、一生懸命していきたいと思いますので、市長の方もよろしくご答弁していただければと思います。

それこそ8月19日に南魚沼市と議会、そして雪国青年会議所が協力して中学生議会を開催する方向で動いていますが、市長にはそのときの予行練習として、私を中学生の議員だと思って優しくいいという答弁をしていただければと思います。

1 PPS特定規模電気事業者の研究を

それでは通告内容は2点ありますが、それこそPPS特定規模電気事業者の研究を。これは東電などの電力会社ではなく、電力自由化で新規参入した特定規模電気事業者——PPSと略して言うようですが——こちらについて入札とか。今うちの市は東北電力から電気を買っているようですが、それこそ新潟県内や全国でも入札して、いろいろなところから買っているところがあるようです。ただ、昨今の電気事業の先行きとしては、電気需要が増えてPPSもなかなか人気で、電力を中小企業の発電しているところが売電を、もう容量がいっぱいのように、新規で入札してもなかなか入ってこれないということです。大変狭き門になってきて、電力会社とちょっと金額が違ってきているなどという話もあるのです。

市の方でも再生エネルギーのいろいろな研究をしていますが、うちの方の市内には五城土改という土地改良区の方で五城発電所を持っております。ここは最高出力が、聞くとところによると最大で1,100キロワット、これをちょっとインターネットで調べたら一般家庭350戸分ぐらいの電力を賄っているということです。聞くとところによるとまた7,000万円近く東北電力さんに売電をしているということです。

こういうところとまた話合いをして、この市内の例えば五城土改の発電所さんから市の方で電力が買えれば、五城土改さんの方も例えば東京電力さんとうちの市の入札で、どちらが

高く電気を買ってくれるのというふうな実入りになって、五城土改さんの方は実入りが増えますし、うちの方では入札として逆に東北電力さんとまたそのPPS、五城土改さんの方で安くした方から買えるというふうな利点もあるので、私はこれは検討をして——土改が発電、売電を一般のこういう市とかに売っていく、こういうことができるかどうかという法律的なハードルが幾つかあるかもしれませんが、市もよくなるし、これがうまくいけば土改の方もうまくいくのではないのかなというふうな思いがあるので、こういう点で少し研究をしてみても実際やっていけたらどうかなという思いがあります。

それこそ、ちょっと調べてみたのですが、県内の水力発電所が、ああいうでかいのが54か所あるようです。その中で35個ぐらいをそれぞれ東北電力さんや東京電力さん、あとは電源開発さんなどのこのような名前を聞いたことがあるようなところが所有してしまっていて、あと残りをJR東日本さんとか一部の民間、そしてあと新潟県の方もダムを使って発電をしているそうです。

土改でこのように大規模な発電施設、発電所を持っているところは本当に県内ではここだけのようですので、県内の他の自治体の動向を見てというのでは、なかなか先に進んでいかないと思います。ここはやっぱり市の方で率先して、それこそある意味産業を育てることもなっていくと思いますので研究してみたらどうでしょうか。

市の方でまたもし実現したら、やっぱり自分のところの電気は自分のところの市内で発電したところということで、エコに対する要は看板にもなります。ちょっとこれは飛躍し過ぎかもしれませんが、災害時とかそういうときに非常電源として、直接線でも引っ張ってこられたらどうなんだろうと、こういうふうな点でもあります。また、近くに工業団地等もありますし、こういう点でいろいろな意味で研究してみる価値はあるのではないかという思いがあるんですが、市長にもう率直に聞いてみたいです。

2 若者・青年が参加するイベントの開催を

それでは2点目に入りますが、2点目は若者・青年が参加するイベントの開催を。それぞれ隣の芝生は青いと言われるかもしれませんが、事例を挙げながらちょっと言いたいのですが、三条市では「楽音祭」というイベントを行っています。柏崎では「風の陣」、十日町でも「豪雪JAM」というのをやったりしています。これは幾らか市の方が協力、補助金等を出して、若者や青年が参加するイベントをしております。

これをいろいろなところで調べていったら、何でやっているかと言えば、まず一つは若者・青年が参加するイベントは市の魅力をアップすることになる。それこそ市の方ではスケボーパークの試験的開設などをして娯楽の場の提供を一生懸命しているが、またほかの視点でもちょっと頑張っていたいただければなというふうな思いがあります。

その頑張る項目を今回、ダンス・音楽というふうにしたわけですが、なぜ音楽・ダンスかというとインターネットのリサーチで若者にアンケートがありました。あなたの休日の過ごし方として当てはまるものをお選びくださいという質問の項目のアンケートがありました。これは複数回答ですが、1位はショッピング、これは74パーセントの人がショッピングを

休日にしますよ。2位はインターネット、これは65.1パーセント、3位は外食53.2パーセント、4位はテレビを見る51.9パーセント、5位に音楽を聴くこれもまた46.5パーセント、こういうふうに非常に高いところにあります。要は休日の中、2分の1、2日に一遍休日があれば必ず音楽を聴いている人がいますし、私たちもやっぱり車の中でFMラジオを聴いたり、それこそ音楽を聴いたり若い人たちはしていると思います。

また、別の調査でもどのくらいの頻度で音楽を聴きますかという質問に、ほぼ毎日が59パーセント、週に4日か5日これが14.2パーセント、週に2日か3日、12.9パーセント、若い人は頻繁に音楽を聴いています。こういう点で音楽なんかで若者の集まる場を提供していけばいいのでは、またこの地域にとって一つの魅力になっていくのではないかと思うのです。こういう点について市長のお考えを聞いていければと思うんですが、以上、壇上からの質問を終わりにさせていただきます。再質問はあるようでしたら自席の方でしたいと思いません。

○市長 牧野議員の質問にお答え申し上げます。

1 PPS特定規模電気事業者の研究を

PPSの研究をということでありまして、これは議員おっしゃったように今こういうことで非常に電力の自由化も進められておりますし、電力料金の節約といえますかそういうことにもつながっているところであります。

五城土地改良区の水力発電でありますけれども、これは私もこの水力発電という際には、役場の職員であった時点で五城土地改良区に出向しておりました。そのとき、関美宗理事長が発案をいたしまして、難渋に難渋を重ねながらようやく実現にこぎつけたものであります。これは農水省から補助金をもらって、そして頭首工だとかあるいは土地改良事務所だとか、そういう部分での農業用といいますか、農業施設の自家用電気工作物ということで、当時は10円——単価の交渉も非常に仙台に私も何度か一緒に行ったことがありますけれども、何とか10円で買っていただくということで契約をして、建設にこぎつけたものであります。

これがそれ以外の、例えば特定規模電気事業者として五城土地改良区が経産省に届け出て、そしてこうだということになりますと、補助金の関係で非常に難しい部分が出てくるということでありまして、また、東北電力以外への販売は今のところ五城土地改良区としては検討は全然していないということです。非常にこの補助金の呪縛が解ければまたどうだかはちょっとわかりませんが難しい面がございます。一応、土地改良区には打診はしてみましたけれども当面は無理だろうということでありまして。

今大体737万6,000キロワット発電しておりまして、9円49銭で売っておりまして、大体7,000万円。ただ、これを土地改良区運営の費用には充てることはできません。ですので、これを維持管理してやっていく費用、人件費も含めてそういうことも含めて、あともしそこで利益が出れば、それは今度は電気料金の値下げに結び付けられますので非常に難しい問題ではあります。

ですので、五城土改の件はそうでありますし、そのPPSということにつきましても、議

員ちょっと冒頭おっしゃいましたように非常に何とか売手市場といいますか、もう供給能力がほとんどないというようなこと。震災前に比べて3倍ぐらいに値上がりもしているそうでありまして。余りその効果が見いだせないというのが今現在の部分でありますし、効果が見いだせたとしても供給能力が今はひっ迫しております。三条市なんか11件だったか入札した中で、うち10件は東北電力というような、大体今の電力会社が主に請け負っているといいますか、契約をしているという部分が県内では多数のようであります。

そんなことで非常に制度としてはすばらしい制度で検討をすべきことでありますけれども、現在その実現に結び付けるような方向性がちょっと見出せません。ただ、引き続き供給能力もアップするとかそういうことであれば、当然ですけれども本庁舎だけでも235キロワット——これは50キロワット以上の契約電力施設が該当だそうであります。大和では600キロ、大和クリーンセンターで135キロ、大和庁舎100、美術館で345、大和中学校122、給食センターが100キロワット、このあれやこれやで50施設が一応該当するわけですが、これはまた引き続き検討させていただくということでご理解をいただきたいと思っております。同級生のお父さんにもよろしくお伝えください。

2 若者・青年が参加するイベントの開催を

若者・青年が参加するイベントの開催ということであります。今議員からおっしゃっていただいたように三条、柏崎これはもう非常に何とか定着をして、そして若い皆さん方が楽しんでいらっしやいますし、盛り上げていただいているということであります。やはり若い人たちが活発に活動するというのは、その地域の盛り上がりのシンボルでもありますので、非常にすばらしいことだと思っております。

市内で今こういう音楽系統的な部分も含めて若い皆さん方が中心でやっぴらっしやるといふのに「ライブライブフェスティバル」といふのがございます。これは市の観光振興補助金25万円と出演団体からの参加運営協力金で運営をされています。昨年度は9月17日に開催されまして、来場者が約1,200人。

それから山祭と書いて「山祭」といふのがございますけれども、これは三国ダムの野外ステージのところでもう数年前から、オールナイトでありまして、私も一度招かれて行ったことがあります。非常に我々が聴いてもよくわからない音楽でありますけれども、若い皆さん方は盛り上がっていらっしやいました。ただ、私はとてもオールナイトで付き合っぴられませんでしたので、ある一定の時間で引き上げてきましたけれども。昨年度は大体この8月の下旬であります。27日6時30分からで去年は24組の出演グループがあっぴて来場者が700人、5～6年前から開催されています。

音楽ではありませんけれどもスケートボード、これに今非常に若い皆さん方が熱心に取り組んでいただいっぴらっしやして、昨年模擬的に木製で、あれは何といふのですか、スケート板といふのですか、スケートパークのところを作っぴてみたわけですが、あれも関係者の皆さん方がいふことの技術を持っている大工さんにお願いをして、非常に安価であの施設を作っぴていただきました。

去年運営をして今年そのオープニングに招かれて行ってまいりましたけれども、子どもさんまで含めて非常に大勢の皆さんが楽しんでいらっしゃいましたし、これがきちんと根付く、あるいは運営的に非常にこう盛り上がりもあって、若い皆さん方ということであれば、大原運動公園の方にいずれは恒久的な施設として設置をしていきたいという思いであります。

そういうことがありますけれども、そのほかにもそれぞれ若い皆さん方が一生懸命やっけていらっしゃることはいろいろあるのですが、一番私どもが良かったなと思っているのがあの天地人博を若い皆さん方から運営をしていただいて、その後に戦国EXPOそしてアフター天地人こういう諸事業を一生懸命取り組んでいただいたわけです。その流れの中で今それらを運営していただいた若い皆さん方が、非常にまちづくり、あるいはイベント、これらについても熱心に参加していただいておりますし、運営もしていただいております。この芽を摘まないように、もっともっと伸びていくように、また、新しい提案——例えば議員の方からこういうライブはどうだとかそういうことがあれば、それらも受けながらやっていきたいと思えます。

議員も商工会青年部の中でそれぞれ一緒に活動されている部分もございますので、また十分いろいろの提案をしながら、若い皆さん方が盛り上がる、そして地域が活性化するそういう事業をどんどん、どんどんと創造していただければ大変ありがたいと思っております。行政といたしましてもできる支援はやりながら、そういうことを根付かせていければ大変ありがたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○牧野 晶君 1 PPS特定規模電気事業者の研究を

まずPPSの方からいきますが、ちょっとご存じかどうかかわからないんですけども、たまたまいろいろなネットを調べている中で、農林水産省は土地改良事業における小水力発電施設の取り扱いを見直しました。先ほどの市長の答弁がなかなか要は発電所の運転経費とかにしか出せないよという話だったのですが、ちょっと最近、農業用のダムや用水路等を有する水力エネルギーを有効活用するため、土地改良区が設置する小水力発電施設で発電した余剰電力を電気事業者に売電した収入について、土地改良区が管理する土地改良施設全体の維持管理費に充当できるように見直しを行いました、というのがあるわけです。

多分、今の市長の答弁だと私の聞き違いじゃなければ、今まであった施設の古いところの話がされているのかなという思いがあるのですが、これが最近になって従来は発電施設の運転経費、発電施設との共用部分の水路、取水堰等の維持管理この2つだったのが、3つ目に土地改良区が管理する土地改良施設全体の維持管理費も入ったようなのです。ということになると、またいろいろなごちゃごちゃ細かいのがあるかもしれないですけど、これを突き詰めていくと、要は五城さんの管轄の土改のところの施設であれば、要は田んぼでも何でも維持するに当たって売電したものでまかなっていいよというふうに私はとってしまうのです。そのところがもしわかれば、そうじゃないよという情報なのか、このところはこういうふうに——農林水産省農村振興局整備部水田資源課でこれはホームページに出していたので、このところがもしわかればちょっとご回答をいただければと思います。

○市 長 1 PPS特定規模電気事業者の研究を

私が申しあげましたのは、その当時の農水省の補助金要項の中にそういうことがあると。今議員がおっしゃった見直しの中に、過去のものも含めてそうだとすることであれば、それはそうだと思います。ただ、今おっしゃったように、いわゆる自分の施設の電気をまかなってなお、余剰電力がある場合そういう方に振り向けていいと。五城土改さんは確か余剰電力的に発生しているとはちょっと思えないのです。と言いますのは、三国の頭首工、それから宇多沢の頭首工頭、五十沢川の頭首工と頭首工だけで3つあります。これは相当な電力を使いますし、そのほかにも土地改良区の事務所から始まりましてもろもろございます。そうですね、例えば私どもの法音寺の方にはファームポンドがありますけれども、そこも一回ため池から持ち上げてというそういうやり方をやっていますから。

余剰電力があれば当然今おっしゃったことが該当して、それをじゃあ売ってもいいよということになるのかもわかりません。そこはまだごく確認をしておりますけれども、状況としてはそういうことです。昨日だかおとといちょっと申しあげましたように、中央土地改良区さんが23年度に幹線用水路での発電の可能性について補助金をいただいて調査しておりますので、こういうことが可能になれば、今議員おっしゃったようなことでやれる部分が出てくるかもわからないということだと思っております。

○牧野 晶君 1 PPS特定規模電気事業者の研究を

では、またこの点についてはちょっといろいろと研究をして、要はいいようになっていけばなというふうな思いがあります。例えば土改さんの方もいかにして売るかを、余り儲けてはいけないというふうな話があるわけですよ。ただ、うまくいけば天秤にかければ土改さんの取り分は多くなるという可能性もあるわけですし、うちの方はうちの方で安く購入できるかもしれないわけですし、そここのところでうまく話をしているいろいろな点で探っていただければなというふうな思いがあります。

あと先ほど中央土改さんの方の話がありましたけれど、1か所、旧塩沢の方でいえばそれこそ塩沢石打インターを降りたところに設置されたのですよね。それが規模というのは、本当、私も見たら小さくて、私と林さんとそれこそ鈴木さんが並んだぐらいの規模の機械で——例えがちょっと悪かったです、本当に演台を2個ぐらい置いたような施設です。ちょっとうわさで聞いたところによるとこれで50万円ぐらいの発電だったなんていって、今のところそれを業者さんがまとめてやっているなんていうふうな、報告書がもうちょっと出てきたら、土改さんの方も答えを出そうかなというふうなあれがあるんです。昨日から検討していくというふうな答弁ですけども、いろいろなことを踏まえてちょっと研究していただければと思います。

2 若者・青年が参加するイベントの開催を

あとそれと2番目に進みますが、若者・青年が参加するイベント、応援できる場所は応援していきたいということだったんですが、それこそ天地人博は確かに若い人たち、六日町の商工会青年部やまた青年会議所なんかと大和の方たち、いろいろな有志が一緒になって天

地人博を大成功にしていっていただけです。やっぱり天地人博というのは、よそから人を呼んでくるイベントだったわけですね。そうではなくて、市内の人たちが楽しめる若者のイベントを企画したらどうでしょうかということで、市長の方もスケボーなんかを事例に出して説明された点で、理解はされていると思います。

じゃあ、本当にいろいろなことを思うのが、南魚沼の市内のイベントというのは夏まつりがあるわけですね。あと雪のまつりがありますけれど、市が関わっているのだと、若者が参加するというのはなかなかないと私は思うんです。それこそライブライブライブ、これは観光協会がちょっと関わってやっていますけれども、そういう点、山祭は自主的にやっています。ぜひ、市の方でも、市は若者を応援していますよというふうな点で、頑張ってメッセージを込めてのイベントの企画、またそのお手伝いをしていただければと思います。

それこそ市内にはDJの世界チャンピオンもいますし、こういう人たちの音楽で頑張れる場のイベントの提供、あとそれと今度は学校でダンスも必修科目になったわけですね。ダンスといったっていろいろなところでやりたい、やりたいというのがあるけれど、その発表の場もなかなかないということもあったりする。ダンスをしている人たちも上があるし、今度はそれはもうみんながやっていく、極めていく人はもっと極端に極めていくと思うので、こういう場からも今後ぜひ開催の支援をしていただければと思います。

ちなみに三条では大体290万円ぐらいの補助金、風の陣では最近だと260万円ぐらいとか聞いたのですが、市として何か企画があれば頑張って応援したいというふうな話があったのですが、そういうふうには例えばお金を出して応援していくという気持ちがあるのかどうかについて、もしご答弁できればお願いしたいです。

○市長 2 若者・青年が参加するイベントの開催を

議員のおっしゃった趣旨はよくわかっておりまして、天地人とかというのはこういう活動もあって、若い皆さん方も自主的に活動できるそういう気概を持っていただいているということをおっしゃったところでもあります。

若い皆さんに限らず、そういうことでこういう企画をやるところでもっと実施をしたい。ついではあ、こうだという話がございましたら、当然市として関わるべきところは関わって、補助が必要であればそれは補助はきちんとやります。その内容によってということになりますけれども、ぜひともいろいろそういう企画をまず民間主導で出していただくと、そういう方向に結び付けていただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長 質問順位22番、議席番号7番・中沢一博君。

○中沢一博君 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。市長におかれましては、今議会は23名の人の質問でございます。いよいよ私が22番目でございます。こん身の力を込めて答弁している市長の姿に感銘を受けております。私も負けずと全力で質問したいと思っております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

1 通学路の安全対策について

最初に通学路の安全対策についてお伺いいたします。この件につきましては先にも同僚議員から質問がありましたので、精査した中でお答えいただければと思っております。先の京都府の亀岡市、また千葉県の館山市で、通学途中での交通事故の余りに悲惨な、登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生しております。いったいどうしてこのような悲惨な事故が相次ぐのか。多くの保護者が心配をしております。

警察庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で2,485人に上がり、その数の多さに驚かされました。それでも過去5年のうちで最も少ない数だそうであります。惨事を回避するためには歩道やガードレールの設置といったハード面の対策だけではなくして、ソフト面での通学路の危険、盲点はないのか点検して、より一層安全対策を強化しなければなりません。そこで、登下校時の安全をどう守るのか、下記の4点についてお伺いをさせていただきます。

まず1点目。通学路の危険箇所、安全総点検の実施はそれぞれの学校で年1回実施し対応していると、その中で安全マップを作っているという報告がありました。危険箇所と考えられるところは市内にどのぐらい有しているのか、掌握の実態をお聞かせいただきたいと思えます。

また、地域住民にどう危険箇所を知らせ、また共有した中で、安全意識をどう高めているのか、防ごうとしているのかお聞かせいただきたいと思えます。もちろん子どもの目線での危険箇所も含まれていると思えますので、実施の状況をお聞かせいただきたいと思えます。

次に行政や警察、また教員、保護者などによる仮称でありますけれども、通学路の安全対策協議会の設置をしてはどうかと提言いたします。見解をお伺いするものであります。

3つ目に車の速度を抑制する対策についてであります。通学時間などは通勤時間と重なりまして、スピードを出している車をよく目にします。地域によっては自動車の制限速度を30キロ以下に規制するところも出てきております。また、道路によってはドライバーにわかるように色の表示をしたりして注意を促しております。また、市内においても地域一帯で子どもを守ろうと、自ら見守り隊を結成して毎日の登下校中や、また日を決めて行っているところも多く見受けられます。教育委員会では通学路の安全確保に神経を注いでいるかと思えます。スピードの件、また冬季期間の道路状況等々、心が休まらないのが現実かと思えますけれども、この車の速度抑制にどう対処しようとしているのかお伺いするものであります。

最後に先の部分と重複するところもありますけれども、この地域や警察との連携はどのように行っているのかお聞きするものであります。

2 第2次「がん対策推進基本計画」について

大きな2点目でございますけれども、第2次「がん対策推進基本計画」についてお伺いいたします。がん医療の進歩により、がんは不治の病から治る病気になってきております。がんの種類によっては9割近い生存率があります。その一方でがんは1981年より日本人の死亡原因の第1位を維持しているのが実態であります。

新しい基本計画はこのがん対策を進める方向性として、がん患者を含む国民が、がんを知

り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会を目指すとあります。がんになる原因として喫煙や過度の飲酒、肥満などが指摘されております。私をはじめとするこんなこと言ったら失礼ですけれども、ここにいる私たち議員、執行部の方々も毎日の現実に心当たりの部分もあるかと思えます。

がんを防ぐ決定的な方法はありませんが、申すまでもなく早期発見することが極めて重要であります。ところが、この日本のがん検診の受診率は欧米の7割から8割に比べて、依然として2割程度と極端に低く、がんの大国でありながら、がん検診では欧米に大きく遅れをとっているのが事実であります。がんになれば手術や抗がん剤などの治療費が高くなりますし、家庭の負担も重なります。働き手の人材を失うこと、また日本社会、否、この南魚沼市の損失も計り知れません。

こうした実態を打開しようと、ご承知のとおり2007年にがん対策基本法が制定されました。10年後のがん死亡者を20パーセント減らしたいのだと、11年末までにがん検診受診率を50パーセントを目指すんだと、こう掲げてやってまいりました。現実にご承知のとおりでございます。南魚沼市も何としても突破口を開きたいと乳がん、子宮頸がんの検診の無料クーポン券の実施等、また、こういうことで検診受診率も大幅に増加しました。それとともにまた中学生への子宮頸がんの予防ワクチンも、全国の先駆を切って全額公費助成を実施してきた等々、私はこの南魚沼市の「市民を守りたい」との大きなメッセージに心を打たれた一人であります。評価することです。その中でがん対策には様々ありますが、市民の命、健康を守るべく下記の4点について今回はお伺いさせていただきたいと思えます。

最初のがん登録の法制化についてであります。この件につきましては前にも質問させていただきました。再度、市長にその後のお考えをお聞きするものであります。一口にがんといっても400以上の種類がある中で、それぞれの患者数や治療法、経過等が異なり、特に患者数の少ない希少がんについては、サンプリングの調査で正確な実態を把握することは困難であります。ましてや地方病院では実例も少なく、データからの治療方法の難しさを感じるわけであります。

今、2人に1人ががんになっているこの時代に、私はどれだけの患者が死の不安の中で戦っているかこれを感じたときに、一刻も早いがん登録の制度をすることがより多くの命を救うこととなります。まさにこれは政治の手腕でございます。がん登録の必要性を強く感じますが、市長の見解をお伺いするものであります。

2番目に働く世代のがん検診の受診率を向上させるための取り組みについてお伺いさせていただきます。がん患者は増えるにつれて、がんと就労という社会的な問題が起きております。働いているがん患者のうち30パーセントが依願退職、そして4パーセントが解雇されているという発表がされております。この厳しい現実に直面しています。治療による体力や気力の低下、退院後の通院による欠勤などが重なり、退職する人も多く見受けられます。

そこで、申すまでもなくこの働く世代のがん検診の受診率を向上させるための取り組みが、今後ますます大事になってくるかと思えます。さらに事業者や職場のがんに対する正しい知

識の普及や、相談支援の充実、がん患者が働きながら治療や療養ができる環境の整備が必要かと感じます。県では市町村をまたいでの検診を試みるという発表もありましたけれども、併せて市では今後どのようにして働く世代のがん患者に支援をしようとしているのかお聞きするものであります。

次に胃がん発生の防止に向けた、ピロリ菌の検診体制についてお伺いいたします。この件につきましては1年前の6月議会でも質問させていただきました。終わった後に、私は議事録を読み返せば読み返すほど、市長に大きく丸め込まれたなど、そう言ったら大変恐縮でございますが、私の力のなさを感じました。よく言えばこの市長の温かな人間性を感じる、奥に秘めた深い意味の答弁であったと私は感じます。が、市民全体に大きく啓発させるための答弁とは言い難いのであります。少し検討させていただきたいという市長の答弁でございました。その後のお考えもあるかと思いますので聞かせていただくわけでございます。

この日本で年間に5万人が死亡しているこの胃がんなのです。がんで一番多くかかっているのがこの胃がんなのです。その原因の1つは2人に1人が胃に持っているといわれているピロリ菌であります。このピロリ菌除去法で胃がんを減らせられるということがわかったのであります。私は限定してでもよいから、ピロリ菌の検査費用を助成する中で、検診の中に入れてはどうかとそう訴えたいのであります。検査でピロリ菌がいるとわかった人の約84パーセントが、検査後に発がんの確立を3分の1に低下させているという事実が報告されております。検診費用はかかりますけれども、結果的には医療費が大幅に軽減されている実態に、南魚沼市としてどう取り組もうとしているのか、市長の英断をお聞きするものであります。

最後に健康推進宣言都市、仮称でありますけれども、このお考えについてお伺いするものであります。この本庁舎の前にも大きく、年に一度は健康チェック、検診を受けましょうという垂れ幕が張り出されました。人間の基本は健康であります。健康であってこそ次の段階に進めるのであります。健康づくりの大切さを、スポーツを含めてでも結構かと思っておりますけれども、市民全体に啓発して大切さをわかっただく、大きく変わるんだぞという市民に対して宣言をされてはいかががでしょうか。目に見える啓発、大切かと私は思います。私たちの首長として発信されてはいかががでしょうか。お伺いするものであります。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○市長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 通学路の安全対策について

1点目の通学路の件につきましては、教育長の方で後ほど答弁させますのでよろしくお伺いいたします。

2 第2次「がん対策推進基本計画」について

がん対策基本法、基本計画の中での項目、がん登録の法制化ということについてまず申し上げます。このがん登録につきましては、がん対策の企画立案あるいは評価に際しての基礎となるデータの把握、提供するために必要不可欠であるというふうにされております。私た

ちの国は諸外国に比べてその整備が相当遅れているということも、今議員おっしゃったようでありまして、国全体のがんの罹患者、あるいはがん患者の生死の確認を行う制度、今これがまだ確立されておられない。ですので、この登録システムも有効な手段とはなっていないというのが現状です。

そこで、市では今、がん登録への協力といたしまして、定期的な死亡者情報の提供、これは死亡者、死因等の内容を保健所へ報告しております。それから国の依頼に基づく医療機関からのがん患者等の生存状況照会への回答、これを今やっているところでありますが、このがん登録というのが国とやはり地域のがん対策の企画立案と評価に非常に役立ち、その結果が地域に還元されて、がん対策に効果を発揮するメリットが非常にある。そういうことの中で現在市が行っておりますこの報告等の業務が有効に活用されて、がん対策が充実するということをもっともっと生み出すためにも、このがん登録の一日も早い法制化によるシステムの統一、これはもう国で作っていただくよりほかにございません。このシステムが統一されるように、また市長会等を通じながら国に働きかけていきたいと思っております。

このがん登録がうまく機能しますと、非常に大きな、がん対策の手段になり得ると考えておりますので、また議員の方からも国政に関しましてもよろしくご協力をお願い申し上げます。

働く世代のがん検診率向上のための取り組みということでもあります。この他市町村をみましても、40代から50代に至る受診率がやっぱり非常に低い。それ以上は年齢とともに受診率が上がって、それ以上の受診率はそれ以上になるとまた上がっていきますけれども、この向上ということについてはなかなか苦慮しているところであります。

低い原因として、受診の時間が取れない、あるいは検診の必要性について認識ができていないという、俺は健康なんだからという部分もあると思います。これらが挙げられますけれども、受診率向上のために今、取り組みをしておりますのは、特に今年度は県との連携により乳がん検診に限りまして、先ほど議員がおっしゃった広域検診事業を予定しております。土曜日に南魚沼市が実施するがん検診において、湯沢町民の当市の受診会場での受診を可能とする。まずはこういうところから始めてまいります。いずれにしてもこの受診率の向上対策、これは平日に受診時間が取れないという方のために土日に受診日を設定、全14日で、平成23年度は10日一応やっております。

それから、国の補助事業を利用した対象年齢の方の無料クーポン券、これは議員おっしゃったとおりであります。それから40歳到達者に市独自事業によりまして無料クーポン券を進呈しております。それから検診日、会場の変更、あるいは検診項目の追加申込みを可として便宜を図っていかねばならないと思っておりますし、未受診者への電話、文書による受診勧奨もきちんとやっっていこうと思っております。それから、検診の意義や特典、検診日時等に関する広報ですけれども、これも徹底的にやらねばならないと思っております。

休日検診事業の実施ということになりますと、検診の施設、医療機関との調整が必要になりますので、当然ですけれども引き続き検討していきますし、市検診以外の受診対象者も含

めて、正しいがん検診に関する知識の普及に努めていかなければならないと思っております。

なかなかこれといった切り札は見つかりませんが、やはり今健康であっても忍び寄るがんの魔手といいますか、そういうことからきちんと身体を守るということも含めると、やはりこの働き盛りの皆さん方がもっともっと受診をしていただいて、自分の身体をよく知るといことが大事だと思いますので、この受診率向上にはまた一層力を込めていきたいと思っております。

ピロリ菌の件でありますけれども、私が丸め込んだというのほうでありますけれども、誠意をもってご答弁を申し上げた部分は、公費の助成をという以前に、保険適用を国に働きかけていきたいということを申し上げたというふうに思っております。

そこで今、いわゆる胃の検診は、魚沼地域の6市町村で構成します魚沼地域胃集団検診協議会、それからゆきぐに大和病院で行っておりますが、この2つで行っておりますけれども、胃集検の方では平成24年度から40歳到達者に無料で胃検診を実施するというにさせていただきました。40歳前後、一番働き盛りでもありますし、また危険性も内蔵しているという部分でもありますので、まずはこれをやってみます。受診率がここで非常に上がるとか、あるいはピロリ菌等の問題もあるとかそういうことがきちんとわかりましたら——やはり本来はこれは公費助成というよりは、保険適用これが一番いいわけです。実は私ももうだいぶ前ですけどもピロリ菌があるということで、1週間ほどでかいカプセルに入った薬を継続して飲みますと、もうきれいになくなったということがありますから、本当にこのピロリ菌の発見とそれの駆除といいますか、これについては非常に大きな関心を持っております。まずはこの40歳という部分を今年度やらせていただいて、その中でまたピロリ菌対策これらも。

そして国に働きかけをしても、もう全くこの保険適用というのは未来永劫ほとんど見込めないというような状況が出たときは、またそれなりに考えていかなければならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

健康推進宣言都市の考え方であります。これは市民の健康づくりこういうことを進める上で、重要性、目的、手段これを市民に広く知っていただいて、全市的な事業として取り組むということについてのその宣言都市。これは一つの大きな手法だと思っております。

ただ、いろいろ何々都市宣言というのがございますけれども、一つの何といいますか隘路として、その時々々の社会状況を反映した特定の思想や姿勢を都市の内外に表明する、宣言というのはそういうことだそうであります。ほかのいろいろな例をみますと、その時に高らかに宣言をして、その後の取り組みが余りできないでいるとかそういうことがやっぱり往々にしてあります。それから限られた単一の事項が中心になっている。健康というのはそう限られた単一の事項ではないと思うのです。

そういうこともありますので、今市の方では総合計画の中で様々なテーマを持って、それぞれに計画を策定させていただいております。そしてまちづくりに取り組んでいるわけですので、宣言に値する施策は健康づくりばかりだとは限らないわけでありますので、この宣言

をするのに適当か否か、これも含めて検討させていただきたいと思っております。こっちも宣言、こっちも宣言、あれも宣言ということになりますと、何を宣言したのかよくわからないというそういうことにもなりますので、本来ある意味、宣言都市という部分は、せいぜい1つか2つぐらいというのが確か一番効果があると思うのです。

例えばスポーツ宣言都市だとか、あるいは健康宣言都市だとか、こうだとかあだとか、今は、非核平和宣言都市そういうのもございますし、あれやこれやございますので、ここらも含めて効果を見極めながら検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○教 育 長 1 通学路の安全対策について

通学路の安全対策について答弁を申し上げたいと思います。本件に入ります前に、一昨日の山田議員のこの同じ質問に対しまして、高校生の場合はどうだとかいうお尋ねに対して「自信がない」というふうに答弁いたしました。大変言葉が不足だったと反省しておりますので、若干補足をさせていただきたいと思っております。「高等学校から市教委に対してはこの件に関しての相談も報告も受けておりませんので、詳しいことは承知しておりませんが、各高等学校で適切に指導いただいているものと考えます。」ということで、そういう意味合いで申し上げたということでご理解をいただきたいと思います。

それでは中沢議員の質問に答弁申し上げます。1点目の通学路の危険箇所、安全総点検の現状はどうかというお尋ねであります。各学校で危険箇所については把握をして安全マップを作っているところでもありますけれども、その箇所数が市内全体で何か所あるかということについては今現在承知しておりません。県を通じて総点検を行えという通知も指導もいただいておりますので、全体を洗い直してみたいと思っております。

把握をしていないということの意味合いといたしましては、歩道のついていない道路、市道、県道等々そこが通学路になっておりますと、その辺り全体が危険な箇所でもあります。それからこれも議員の質問の中にあつたことでありますけれども、通勤の時間帯と通学の時間帯が重なりまして、なおかつその主要道路のバイパス的な機能を果たしている道路がありますと、この道路は全て全線にわたって危険ということになるわけではありますが、その箇所数として何か所というカウントができかねているということもございます。そういったこともございますので、総点検をやってみたいとこのように考えております。

2点目の通学路安全対策協議会の設置の件でございますが、市全体といたしましては交通安全対策会議がございまして、この中で小中学校の通学路、保育園等々の通学というか通園、あるいは高齢者の交通安全、高校生の交通安全といった等々全てのことが網羅されているわけではありますが、通学路の安全対策協議会という独立した協議会は現在ございません。学校ごとには例えば駐在所と地域の老人クラブの方々等々と、学校がお願いをしてこういう集まりを持っているところもございますが、全ての学校がそうしているかどうかは今は把握しておりません。おそらく全て、特に小学校はやっているというふうに思っております。

3点目の車の速度を抑制する対策であります。これについてははっきり申し上げて教育

委員会としては有効な手段を持っておりません。ただ、議員がおっしゃいますように、警察、地域と連携する中で安全な速度を守らせるといいますか、そういう規制をかけていくことは可能かなと考えておりますので、危険箇所の点検と合わせて必要な場所については、地域、警察と連携をしながら、安全な速度ということについての実現に向かって努めていきたいとこのように思っております。

地域や警察との連携についてであります。今現在も学校ではPTA、後援会、学校評議員会等々で、地域との連携を図っておりますし、深めようという努力をしていますわけですが、通学路の安全対策についてもこの中で進めていきたいというふうに考えております。警察との連携についても各学校で地域の交番、駐在所と普段から連絡を取り合っており、交通安全教室、各学期末の講話等の実施など、年に数回学校に来ていただく中で、交通安全やいわゆる不審者から身を守る、そういった観点からの指導をいただいたり意見交換をしているところでございます。

なお、最初のときに1回、通学路の危険箇所が何か所かというときにお尋ねだった、学校が持っている情報をどのようにして地域に伝えているかというお尋ねでありましたが、一部の学校においては学校だよりの中で、学校が作成した安全マップを地域に配布をしているところがありました。五日町小学校もかつてはそうだったかなというふうな気がしているのですが、今記憶が定かではありません。

こういう取り組みを地域と一緒に進めていくということになりますと、どうしても学校が持っているそういう情報を地域に広くお知らせしながら、また協力を仰いでいくということが不可欠だと思いますので、議員ご指摘の点につきまして総点検を行い、またその結果については地域にお返ししながら、協力を求めていくというふうな形で進めていきたいとこのように考えております。

○中沢一博君　それではちょっと市長と教育長が前後になりましたけれども、私は順番どおりにさせていただきたいと思いますがよろしくお願い申し上げます。

1 通学路の安全対策について

通学路の安全対策でございます。今教育長からございました、全ての学校でしているかどうかという状況はまだ把握していないという、正直言って本音かと思えます。そうかといって今これから通学路の緊急合同点検実施という部分も多分きているかと思えます。そういうことを考えたときに、やはりこれからはどうしても地域別に旧市町村単位や行政区での部分で、やっぱり通学路の安全を、この協議会というものを立ち上げないと、それを掌握した中で次のステップをどう改善していくかという点に、なかなか結び付けられないんじゃないか。個々でやってもなかなかそれが現実として、どう行政の方に結び付けるかという部分も私は必ず大事になってくるかと思えますけれど、その点もう1回、もうちょっとご確認というか、今後の決意とかを含めた中でお願いをしたいと思えます。

○教 育 長　1 通学路の安全対策について

各学校ごとの取り組みをまた全体として取りまとめる、そういう意味合いであればやって

いきたいと思ひます。ただ、小中学校全部25校を網羅した中での対策協議会という形になりますと、問題点がなかなか絞りきれなくなったり、あるいは開催時期が、すぐに会議を準備して通知をしてというふうなことに時間を費やしてしまつて、適切な時期を失つてしまうというふうなことも懸念するところではありますが、情報を持ち寄つて、そして整理し、あるいは有効性を検証するという観点であれば同感であります。

○中沢一博君 1 通学路の安全対策について

ぜひ、今、教育長が言った地域の声とか目というものを大事にしながら、今こういういろいろ保護者の皆さんも思つている部分でございますのでお願いをしたいと思ひます。

この件に関しまして、市長の観点で、ちょっと市長の部分でお聞かせいただきたいと思ひますけれども、この総点検運動というのは95年に大々的に行かせていただきました。そのときは全国で危険箇所というのは18万か所あったというふうにいわれております。その中で歩道の設置だとか、幅を広くしたり、側溝の蓋をしたり、ガードレールをしたりとか、そういう整備も実際に進めました。そしてまた、実際に地域の方の土地の関係だとかいろいろあつて進んでいないのも事実であります。

ですけれども、今、県としてもこの事故ゼロプランという事故危険区間重点解消作戦というか、この部分が発表になっておりますけれども、新潟県として216区間にそれがあつたということです。今回また昨年度ですね64区間を追加しました。この南魚沼市としても今までも危険区間といわれている九日町だとか、八幡の交差点だとか、南田中だとかそういうのを合せて13か所あるかと思ひます。そして昨年度ですけれども23年度に、五十嵐の入り口の交差点とか、上国のスキー場の入り口の交差点だとか、浦佐の交差点とかこの3か所が去年追加されました。この整備の部分であり、なかなかこの予算等の兼ね合いもあるかと思ひますけれども、市長の立場としてこの危険箇所をどのように進めようとされているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○市長 1 通学路の安全対策について

危険箇所というふうには認定をされている区間につきましては、国県道がこの今の中では相当数でありますので、当然でありますけれども国県にその改良を強く呼びかけながら実施をしてきているところであります。市道関係でありますれば、その緊急度に応じて予算の範囲ということもありますけれども、それぞれ対応してきております。具体的な箇所とかそういうものについては建設部長の方がわかるかな。わかる、よくわからない。具体的にこの箇所この箇所、そういうことで対応は鋭意努めているというところでもありますのでよろしくお願ひいたします。

○中沢一博君 1 通学路の安全対策について

本当に危険箇所が実際これから調査をしてわかつたときに、今度は教育委員会も兼ねた中で、行政としてどう一丸となつて一緒に連携した中で取り組んでいくかという、そういう観点でぜひ私が先ほど言ったように協議会というものを、今までも、先の教育長の発言だと、教育委員会から建設課にし、そして道路管理者の方に進めているという話がありました。そ

こにもう少しいろいろした中で、大きくした中で現実はどう進めようかという発信力というものを、ぜひ作っていただきたいというふうをお願いする次第であります。

市長にもう1点、次の部分、車の速度の抑制についてでちょっとお聞かせいただきたいと思います。冬期間、私はいつも感じるのは、この地域というのは消雪パイプで雪のしっばねというかがどんどん上がりますね。それがあの子どもさんたちが本当に痛いほど、スピードを止めるでもなくばしゃっとかけていく。私たちもいるとすると、その部分はこの南魚沼市ならではの、そこでは雪国ならではのそういう光景かと思うんですけども、本当に大人として胸が痛い次第であります。

そんな中でばかと言われる——ばかという表現はすみません、私自身のことですからいいですけども——やっぱり冬期間ですね、子どもたちへの雪のしっばねというかしよっぱねというか——しよっぱねというのですかね、ちょっと言い方が大変恐縮ですけども——それを何とか防止する方法がないかということで、例えば条例みたいなものは作られないのかというふうに私はいつも考えているんです。私はマナーかも知らないけれども、例えばたばこのポイ捨て条例だって、そういうことによって啓発しようという、知らしめなければいけないのであります。トンネルを越えるとそこは雪国であったというこの南魚沼市の中で、来たらこういう条例があるんだぞと、おい怖いぞと、そういうようなものというの、ちょっと方向が違いますけれども、この考え方について市長どうでしょう。急で恐縮でございますがお聞かせいただきたいと思います。

○市 長 1 通学路の安全対策について

これは条例化というようなことは今初めて伺いまして、とっさにどうだこうだと言うことはできませんけれども、これを条例化というのは非常に難しいことだとは思いますが。走るなということではないわけですけども、スピードをどの程度に抑えろということであれば、これは道交法の範囲ですし、じゃあ、例えばそのいわゆるしぶきをかけた人に対しての罰則ということになりますと、それを特定する部分が非常に難しかったりですね。まあまあ条例化というよりは、そういう状況はいろいろありまして、地域の皆さんからそれで子どもたちがとてもかわいそうだから、冬だけは通学バスを回してくれとか、いわゆる車道帯とそれから側帯といいますかあその水はけさえよくすれば——いわゆるみぞれ部分といいますかね、雪泥になった状態のやつをはねられるというのが一番多いわけですし、それで県道改良等にも含めてそれをやったりとかいろいろやっています。けれども、条例ということになりますと、ちょっと今私がここで即答できませんが、法制局の方へちょっと検討はさせます。ここに法制局長官がいますので検討はさせますが、ちょっと即答はできませんのでひとつお願いいたします。

○中沢一博君 1 通学路の安全対策について

確かにこれは調べましたら、交通法では3,000円の罰金というのが出ております。なかなか実際適用されていないのが事実であります。ですけども、この南魚沼市として、私はやはり子どもさんに優しいというこういう観点からでも、条例をもし作ったならば、多くの

マスコミが取り上げていただき、この南魚沼のイメージアップにもなるし、また私は子どもさんたちに何とか少しでもやめさせてあげたいという考えなのです。教育長、大変ばかばかしい話かもしれませんが、何とかあのしっぱねをやめさせたいと私は思っているんですけども、どうお考えでしょうか。

○教育長 1 通学路の安全対策について

中沢議員の思いと全く同じであります。例えば老人が自分の入り口の前で、やっと除雪をしているようなところでも、何の配慮もなく車が走っていったために頭からかぶっているというふうな状況はよく目にします。子どもたちについても同じであります。それが例えば普段雪道を運転したことがなくて、そうなるということが予測できない人がやっていることであればまだしも、この地域に住んでいる人間がやはりそういうことをやっているときは、まきに見ていると腹が立つわけであります。お互い相手の立場に立った、気持ちをくんだ運転をしようじゃないかというふうなことを職場の仲間には申し上げておりますけれども、市民全体に向かって申し上げる機会がなかなかありませんので、議員と全く同じ気持ちでございます。

○中沢一博君 1 通学路の安全対策について

市長からも法の整備の観点について検討がどうなるかという部分もあるかと思っておりますけれども、ぜひ、優しい南魚沼市のそういう部分も検討していただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

2 第2次「がん対策推進基本計画」について

次に第2点目のがん対策についてお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、市長が国の法の整備ということでおっしゃいました。全くそのとおりであります。今、がん登録には院内がん登録と、自治体単位の地域がん登録のこの2種類があるわけでございます。この地域がん登録というのは、今、都道府県全部で始めたかと思っておりますけれども、現実はなかなか、市長もおっしゃったとおりにデータが収集されてないというのが実際、事実であります。ですけれども、その中で多くの、2人に1人はがんになっているという実態のときに、400種類もあるというこのがん、また、治療方法によって全部違うかと思っておりますけれども、この情報の共有化というのが、いかに大事かということをつくづく私は感じているのであります。

例えばアメリカの犯罪の検挙率も、今まで州単位でありました。我々でいえば県であります。それをまたげば検挙率がずっと上がったのであります。先のオウム真理教のあの検挙だってそうです。情報がいろいろなところでいっぱいあったから、それがそういうのが一つの形になって検挙ができたわけであります。

この情報の共有化というのが本当に大事なんです。どんな思いをされて抗がん剤治療を受けているか、がんと闘っているかを考えたときに、私は政治に携わる一人として、ぜひ、先ほど市長が言ったように、国に要望書を上げたい。本当にありがたい、私はそういう部分だと思っております。ぜひ、力強いこの部分を、もう一度市長、いろいろ戦っている人がいますの

で、決意も込めてこの部分をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○市長 2 第2次「がん対策推進基本計画」について

まさに多くの情報を収集して活用するということが全ての面でも言われますし、このがん等についても、私は400種類というのは今初めて聞きましたけれども、それほどあるがんの中で、やっぱり情報がきちんと集まらなければその対策もままならないということであり、ます。全国のがん登録の法制化、これをまた強く市長会を通じ国に働きかけてまいりますのでよろしく願いいたします。

○中沢一博君 2 第2次「がん対策推進基本計画」について

市長の力強い言葉に、どれほど多くの戦っている人たちが力づいたのではないかとというふうに確信しております。

次に働く世代のがん検診の向上についてであります。市長からも多々、いろいろお話しいただきました。時間が無いので私の方は1点だけ、例えばということで提言させていただきたいことは、若いお母さんたちががん検診を積極的に受けたいときに、お子さんをどうしようかという悩みが、私の方に多くの声が届いております。例えば、住民健診などが決まったときに――例えば子宮がん検診でも結構かと思えます。そういう決まった特定のときでいいから、託児サービスのような、預かるというそういう観点で受診率を上げようという考え方についてはいかがなものでしょうか。

○市長 2 第2次「がん対策推進基本計画」について

そういう提言でありますし、それが非常に効果があるということになりますれば、お子さんを一時的にその会場で預かるということになろうかと思えますね。自宅で預かって待っているというそれは、今ちょっとここでなじもネットでもってということですが、会場で預かるというそういう部分が確保できたりということであれば、それは検討しなければなりません。今、担当課長に聞いたらまだやっていないということですので、これを早急に検討させていただきます。ただ、やれるか否かというのはちょっとまだ私がここで確たるご返答を申し上げられませんが、検討させていただきますのでよろしく願いいたします。

○中沢一博君 2 第2次「がん対策推進基本計画」について

ありがとうございます。ぜひ、前向きな形で検討していただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

最後に胃がんのピロリ菌の検査の件であります。この感染率というのは50歳以上が、市長にも前に述べていただきましたけれども、70パーセントから80パーセントの人が実際感染しているのであります。そういうデータが出ております。そして、胃がんの死亡者の97パーセントがやっぱり50代以上であるということ。そう考えたときに、今市長が言った40歳の無料クーポンを差し上げる、これはすばらしいことだと思います。

そうした中で10年、50歳以上にこの検診という部分を、例えば国のレベルで言ったならば、国が今50歳以上の国民は5,400万人いるのだそうでありましてけれども、この受診

率を目標の50パーセントに定めた場合、胃がんの検査費用というのは年間250億円だそうです。そして、年に胃がんの治療にかかっている金額というのは、3,000億円だそうです。

それを考えたとき、全く単純な計算ですけれども、南魚沼市の該当者にもし例えたならば、南魚沼市は50歳以上の方が2万9,883人です。50パーセントと考えて、私は全部助成する必要はなくて自己負担も入れていいと思っています。そうした中で計算をした中だと、医療費が検査の費用が大体2,000万円弱になるんじゃないか。全く概算で、全く単純な計算で恐縮でございます。

そして、実際に医療費を国も全く同じ感じで考えた場合、南魚沼市、この胃がんの治療でかかっているお金は5億5,400万円という医療費がかかっているよという計算になります。単純に計算した場合です。そうした場合に例えば助成することによって、ではお金が幾ら削減されるか、3億円が削除されるという。全く皆さんはそんなに甘いもんじゃないと言ってしまうけれども、国の方針をそのままもし南魚沼市に当てはめたら、今、助成をすることによって3億円というお金がかからないで済むのであります。今、バリウムの検査等もやっておりますけれども、この検診の強化を、ぜひ私はしていただきたいとそう思って最後にお聞きしたいと思っています。市長もう一度お願いしたいと思います。よろしく願いします

○市長 2 第2次「がん対策推進基本計画」について

ご承知のように例えば胃や十二指腸潰瘍が疑われる、あるいはそうだという方については、これは当然ピロリ菌の部分についても保険適用でやっていられるわけですね。これはご存じだと思います。ただ、何でもなければピロリ菌があるか否か検査をしろと、こういうことだと思うんですね。あった場合はまた治療を受けなければならない。

そういうことですので、今の計算は計算として、それは統計上から当てはめていけばそういう計算になるかと思っておりますので、実態をよく調査をさせていただいて、先ほども触れましたように、いわゆる保険適用というのが一番いいわけなんですよね。いいわけだけでも、それがほとんどかなう見込みがないというような状況があるとすれば、何らかの対策は考えなければならないということでもあります。

ですので、ここで今の計算をもとにした部分で、そういう非常に医療費が少なくて済むという概略の計算は出るようになりますけれども、もう少しちょっと検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○中沢一博君 2 第2次「がん対策推進基本計画」について

本当に、何べんも言うようですけれども、2人に1人はがんになっている、そのことを考えたときに、私は政治の果たす役割は大きいと思います。ぜひ、命を守るべく前向きに検討をお願いし、終わりたいと思います。

○議長 長 質問順位23番、議席番号12番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の皆様には傍聴においでいただきましてありがとうございます。22

名の同僚議員の鋭い、かつ大所高所からの質問を聞かせていただきました。そのエネルギーのほんの一部でもいただきながら、通告にしたがい5つほど質問をいたします。

1 保健・医療・福祉について

まず、保健・医療・福祉であります。応益負担が原則の障害者自立支援法から、応能負担が原則の（仮称）障害者総合支援法への移行で、利用料金負担は軽減されるのかということとあります。国は利用者の応益負担を原則とした障害者自立支援法を廃止し、応能負担を原則とした（仮称）障害者総合支援法を来年8月をめどに施行しようとしておりました。現在、（仮称）障害者総合支援法を国会で審議中であり、来年4月からの施行を目指しております。これは障害者自立支援法違憲訴訟での和解成立を受けての流れであります。特に利用者負担の原則を人権保障の原則に立ち返って見直そうとしているものであります。

市では24年度から6年間の第2期南魚沼市障がい者計画と24年度から3年間の第3期南魚沼市障がい福祉計画を策定するに当たり、ニーズ把握のためにアンケート調査を行いました。今年の3月には案に対する意見を広く募集し、面接等による聞き取り調査が不十分だ、市民との地域懇談会を細かに実施すべきだ等の貴重な意見が出されました。3月末での数字を比較しますと、23年度に比べて24年度は手帳の交付状況は多少の変化がありますが、自立支援給付及び地域生活支援事業支給は、介護給付費及び訓練等の給付で21パーセントの増、厚生医療は16.2パーセントの増、地域生活支援事業は3.4パーセントの増と、サービス利用者は確実に増えております。利用者負担がどうなるのかが非常に気になるところでありますが、上位法である国の法律を遵守した形で市の計画は実行されるのでありましようが、今現在の状況は負担軽減に向かうのか伺うものであります。

同僚議員2名の答弁の中で、大体の部分についての答弁はいただきました。この自立支援協議会での市長答弁にありました、自立支援協議会での調査、意見交換、提案を受けるという部分で、市長は具体的な部分での答弁があると、それについての答弁を求めるものであります。

2 教育・文化について

教育・文化であります。塩沢地域の公民館活動の唯一の拠点である塩沢公民館の施設整備は不十分であるが、今後の整備方針について伺うものであります。塩沢公民館は5,906世帯、1万9,283人の塩沢地域の中で唯一の公民館であります。教養講座は市内10の公民館、分館の中で最大の年間3,500人ほどが参加をしております。その他、展覧会など開催や図書室、研修室の利用も多く、広く市民、特に塩沢地域の市民に親しまれております。施設の老朽化が目立ち、大規模改修の試算が行われ22年度に屋上の防水改修工事が1,406万円で施され、23年度には空調設備が2,463万円で施されました。施設全体としてみると利用者からは不備が多いという意見が寄せられております。意見の一部はこの4月に社会教育課に伝えましたが、耐震補強などの大規模改修を含めての今後の修繕の方向を伺うものであります。

3 産業振興について

3つ目は産業振興であります。今泉記念館の観光情報発信基地としての機能強化の考えと、美術館として市民に親しまれ、気軽に人が集まる空間へと進化させ、美術品に触れて生活の質を高める方策を伺うものであります。道の駅南魚沼がいよいよ7月1日にオープンする運びとなり、観光交流拠点整備の施設面での整備は一応終了するが、兼ねてよりの懸案であった観光交流拠点として再出発する今泉記念館のソフト部門での体制づくりは遅れているようでありま。

郷土の賢人、故今泉隆平氏のご寄附により建てられ、(パプアニューギニア)民族資料館として始まり、多くの市民に親しまれてきた今泉博物館が今泉記念館として美術館、観光情報発信基地、市民の憩いの場として再スタートを切ります。緊急雇用で観光交流拠点施設総合観光案内事業で2人、施設立ち上げ事業で1人、観光施設魅力向上事業で2人の配置がありますが、そもそも同観光戦略プロジェクトチームを含めた観光戦略の拠点としての整備の方針について伺うものであります。また、棟方志功アートステーションの作品を中心とした美術館としての再生の方針を伺うものであります。

4 住環境整備について

4つ目、住環境整備。「人と農地」の問題解決の一つの方策としての「人・農地プラン」が目指す将来の農村像を山紫水明の南魚沼市の環境保全にどう生かすつもりか伺うものであります。土砂堆積ですでに堰堤の役目を果たせなかった砂防堰堤、部分的土砂浚渫によって何とか河道を確保してきたが、大水により発生した大量の土砂で河道閉塞を起こした河川、去年の豪雨の傷跡が少しずつ直されていきますが、水はいつでも利用できるありがたいものから、一度暴れだすと手が付けられないやっかいなものへと豹変することを学びました。自然を全てコントロールすることは不可能であります、人間が自然に感謝をし、その恩恵を享受していくには、普段の心がけが大事であることも学んだはずであります。

高齢化と後継者不足対策、耕作放棄地の増加対策を中心とした「人・農地プラン」は5年後、10年後の集落・地域の未来を考えることから出た具体策の一つであります、中山間地域の農業問題とは、つまるところ山紫水明の土地をどうやって守っていくのかということにつながります。農業問題は環境問題であります。持続可能な経営体を作るとは官・民・学が協同し、また市内外からの知恵を結集して持続可能な環境保全団体を作ることでもあると考えるがいかにであります。

5 行財政改革、市民参画について

そして行財政改革、市民参画であります。市民ニーズの多様性に対応した多様な公共サービスの担い手に、住民から参入してもらおうという新しい公共の考え方をどう見ているか。また住民目線に立った参入のための制度設計を行う考えがあるかを伺うものであります。

平成23年4月1日現在では、人口1,000人当たりの一般職員は10.94人です。人口減少がこのまま続けば20年後には1万人ほど減る。つまりは職員は100人ほど減らしてもよいと計算が出るが実際はそうはいかない。市の面積は変わらず、むしろ多様化する市民ニーズに応えるには、職員増員でなければ対応できないという考え方もある。

人件費削減という財政的な問題と、多様化する公共サービスの提供の仕方の問題を解決する一つの方策が、新しい公共であると考えているが、公共サービスの提供の仕方を市民のニーズによくあった、かつ費用も余りかからない方策を考えていかなければならないのは、どこの自治体でも同じであります。指定管理者制度や業務委託、完全民営化など現在でも手法はありますが、肝心の受皿となる団体が少ないのが南魚沼市の実情であります。

民間の参入を促すためには受皿となる団体の指導機関を民間とともに作る必要があると考えます。そのための制度設計を急ぐべきであると考えているがいかにであります。

以上5項目でありました。答弁内容によりましては自席にて再質問を行います。

○市長 寺口議員の質問にお答えを申し上げます。

1 保健・医療・福祉について

障害者総合福祉法への移行の件であります。このもろもろの前段等については昨日申し上げましたし、今議員おっしゃっていただいたとおりでありますので、単刀直入に申し上げます。今、議員おっしゃったように確かに自立支援給付費これは利用者の増加に伴って増加いたします。これは増加いたしますが、利用者負担は国の制度改正がない限り、現行通りの応能負担に変わりありませんので、市町村民税の非課税世帯は無料、課税世帯は一定負担がありますけれども一部負担がありますが、上限額を設定しておりますので、その一定額以上の負担が生じないというふうになっております。したがって、自立支援法による福祉サービスで市独自でさらなるこの負担軽減措置というのは、今のところは考えていないというのが状況であります。よろしく願い申し上げます。

2 教育・文化について

塩沢公民館の件であります。これも議員今おっしゃっていただいて、空調設備までほぼ全室に冷暖房機を設置したところでもあります。今年の市政懇談会でもちょっと高齢の方から、図書室が3階などではとても行かれない、1階にしてくれないかということも含めて、こういう高齢者や障害者の皆さん方の利用を考えますと、これらもちょっと検討を進めながら、避難所ということにもなっておりますので、耐震工事も含めた大規模修繕として検討していかなければならないと思っております。

これは総合計画の中できちんと取り上げてございますので、新市建設計画の中にも入っているんだな、これは。ですので、そういうことを利用しながら、きちんと安全で安心して使っていただけるように整備を進めてまいりたいと思っております。

23年度では述べ人数で3万3,378名のご利用があったようでありまして、大変多くご利用いただいております。

3 産業振興について

道の駅南魚沼、今泉記念館の部分も含めてでありますけれども、今泉記念館はご承知のように1階を雪国交流館、総合案内所、観光情報発信、無料休憩、2階をアートステーションとして7月の開館であります。今泉記念館の中には、この今現在雪国観光圏として湯沢駅構内に情報コーナーを設けておりますけれども、今泉記念の方にサテライトの情報コーナーを

置きまして、市の観光協会より1名のガイドの配置を予定しているところであります。1階部分は市民や観光客の自由空間でありますので、気軽に立ち寄っていただけるような雰囲気づくりを今進めているところであります。

パプアニューギニアの民俗資料でありますけれども、非常に希少価値もあり膨大なものでありまして、これは本当にまあ貴重なものがございますし、先ほど議員おっしゃっていただいた棟方志功これら、あるいは木村希八作品、こういうものを展示させていただいて、その季節、あるいはテーマ別による作品の入替えなどを行って、魅力ある美術館にしていきたいと思っております。

四季味わい館、あるいはこの食堂、憩いの場これらはもうご承知のとおりでありますので特に触れませんが、私は先般行ってみまして、この憩いの広場の遊具、芝生それから池、これらは非常にすばらしいなと思ひまして、これは相当子どもたちにも喜んでいただけるし、親御さんもここに子どもを連れてきておけば安全、安心だという部分もございますので、これはある意味、副産物のようなものでありますけれども、すばらしい出来栄えになったなと思って感心してまいったところであります。

4 住環境整備について

「人・農地プラン」であります。私は近年、農水省が打ち出した施策の中で、農地・水・環境保全対策といいますか、これとこの人・農地プランというのは、中央省庁の打ち出す施策の中では傑出した部類だと思っております。当初この農地・水・環境も全く市町村にはほとんど話もなくひょいっと出てきたんです。それで負担がこうだと、そこで非常に反発をしまして、幾らなんでもそれはないだろうということで交付税措置もしてもらい、そういう中で制度そのものは非常にいい制度でありまして、今多くの市民の皆さんからもこれを利用していただいて、まさに農地・水・環境この保全に役立てていただいているものであります。

この人・農地プランも4月だったですか、農水省の出先から急に来まして、実はこういうことだと。いいことだけれどもそんなに急にきて、今度は急にまとめろなんて、それは無理ですよと。それからいろいろ細かい部分を申し上げてきましたけれども、そういう細かい部分は抜きにして、制度というか全体の概念としては非常にすばらしい概念だから、我々も極力その対応をしますので、緩和できる部分は緩和していただくようにということで今、取り組んでまいりました。だけれども、今触れましたように、地域や農家の皆さんへの制度の周知が大変遅れたということでありまして、我々も当然ですけれども取り組みも大きく出遅れている。

そこで、我が市では4月上旬に県の地域振興局、両JA、土地改良区、農業委員会、農林課この関係機関で連携しながら、「人・農地プラン推進チーム」を立ち上げて、3月に実施いたしました認定農業者の皆さんを対象としたアンケート調査、あるいは市内の農業関係団体からの情報提供に基づきまして、6チーム編成でプランの作成に向けた取り組みを今進めているところであります。

その結果、現時点で13プランの作成が見込まれておりまして、6月22日もうすぐであ

りますけれども、このプラン検討会を経て正式決定されます。この制度をこれからはこの周知を進めながら、秋口以降に集中すると思われまます農地の移動の対応状況、これをきちんと確認しなければなりませんし、農地集積保全、集落機能の再構築これを目指して、環境の保全あるいはプラン本来の目的であります「持続可能な力強い農業の実現」に向けて取り組みを進めていこうということでもあります。

これはまさに議員おっしゃっていただいた耕作放棄地や荒地やそういうことの解消にも当然つながっていくわけでありまますし、山紫水明の南魚沼市の環境保全を進めていくにはすばらしい施策だというふうに思っております。

林議員からお話のありました子どもさんたちの農業体験的な部分から言いますと、農地集積をまたある程度進めようということでもありますので一層機械化が進む、こういうことになりますとちょっと林議員のおっしゃることは、すごくすばらしいことでもありますけれども、そちらの方向は教育委員会の方で対応していただくとして、我々は農業の再生と申しますか、農業の健全発展に向けた施策を展開してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

5 行財政改革、市民参画について

新しい公共ということでもあります。これも議員それぞれおっしゃっていただきましたので、現状では議員がご指摘いただきますように、新しい公共の担い手がこの地域に十分かと言われるとそうではありません。ただ、他の地域に比べて市民や企業の皆さんが熱意を持って地域づくり活動を展開していただいているということも事実であります。特に今は地域づくり協議会ですね、これらがこれからも新しい公共となりうる部分も内蔵しておりますので、こういう部分もまたきちんと育てていかなければならないと思えます。

今、市の方で指定管理あるいは民間委託これを検討する際に、市内での受けていただける組織、企業の存在を確認して方針を決定しております。ですので、受皿がないということではないんですけれども、その確認をした上でこういうことをやろうということになりますから、おのずと幅は狭まるということでもあります。

ですので今後、民営化あるいは委託化こういうことも進める中では、議員ご提案のことにつきまして新しい公共の担い手、この部分につきまして制度設計を検討、研究していかなければならないと思っておりますので、またそれぞれの面でご指導いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問の途中ですがここで休憩といたします。休憩後の再開は3時5分といたします。

(午後2時49分)

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

(午後3時05分)

○寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

若干、再質問をさせていただきますが、この保健・医療・福祉の部分で同僚議員の答弁の

中で、応能負担について市長の発言がありましたけれども、私は人権保障という立場これが応能負担の原則に大きく影響すると思っております。そうした中でこの社会福祉を学ぶ学生諸君が必ずや耳にする言葉がありますけれども、「障がい者は社会を照らす光そのものである」というその言葉でありますね。そのことの重みは、その人権保障という部分での見方が、やっぱり一番だろうと思っております。こういうところを踏まえて市長の考えているその応能負担、再度答弁をいただきたい。

○市 長 1 保健・医療・福祉について

人権的な部分も含めまして、やはり全体的に権利そして義務、こういう部分から考えますと、失礼な言い方であったら申し訳ないんですけども、例えば障がいをお持ちの方であってもそれなりの能力があれば、一定程度のやはり負担はしていただくというのが、やはりこれは私は人権の基本だと思っております。障がいがあるから全て免除だと、これはやはり障がいをお持ちの皆さん方もそういうことを望んでいるのではないんだなというふうに思いますので、昨日の答弁の私の意志はそのとおりであります。

○寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

障がい者の方の就労ということを考えますと、特にそのいろいろな障がいをお持ちですので、もう最初からこの仕事はだめだろうというような形でやられるという場合が、今は多いわけですね。ところが、実際にやってみたならば相当の部分ができるという部分がありますよね。そうすると、そこに市長はそういう思いではないと思うんでしょうけれども、やっぱりそういう能力のある方たちがこういうのをしたいという部分については、それはやっぱりそれを尊重していくべきだなと思っております。就労支援についてはね。そういう部分で人権保障という立場から、やっぱり市としてはこういうやり方ですよというところが見えればいいと思いますけれども、その点についての市長のお考えをお聞きします。

○市 長 1 保健・医療・福祉について

今議員がおっしゃるようなことは当然でありまして、そういう能力があるにもかかわらず、その能力が発揮できない状況に障がい者が故にあるということは、これは看過できませんので、我々も全力を挙げてその能力発揮のための支援等は惜しまないというつもりでありますのでよろしくお願いいたします。

総合支援学校はそういうことを解消していくための大きな第一歩だというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

このアンケートの中でも、市民との地域懇談会を細かに実施すべきだというそういうのもありました。それについても人権という立場で臨んでいくものと思っております。

2 教育・文化について

教育文化の部分でありますけれども、やっという答弁がきたかなという思いがあります。大規模改修という試算があっただいぶ時間が経ってしまったなという部分で、市民の方からだいぶお叱りも受けました。昨年度の放射能の部分もあつたりしましたので、屋内退避とい

うことを考えた場合については、やっぱりこの塩沢公民館はでかいですよ、そういう部分での活用があるわけですから、やっぱり耐震補強は急ぐべきだなと思っております。実際にいつ何日までというふうになかなか言えないにしても、かなり早期になるというふうに思っていますけれども、時期的なものでもし発言できればお願いします。

○市長 2 教育・文化について

塩沢公民館の整備が遅れた一つの理由は、ご存じだと思いますけれども市政懇談会に出向いた際に、塩沢市民の皆さん方から今の公民館を塩沢市民センターにしてはどうなんだと。その方がみんなが利用するし、利用しやすいんじゃないかというご指摘、ご提言がありましたので、塩沢区あの全体ですね、の皆さん方にこういう声があつて、どうぞ皆さんちょっと調査をしてみてくださいと。ほかの中之島、石打あるいは上田地域の皆さん方もさることながら、旧塩沢地内の皆さん方が、いや本当にその方がいいんだということであれば、それはそれで考えなければなりませんのでということで、そのアンケート意見の聞き取り等で1年を費やしました。予算の編成の際にも、これは今そういう状況だから予算はちょっと計上しないということで、私の判断で一時的に中断しておりました。

結果として塩沢公民館に市民センターを併設といいますかそこに統合するというのは、少数意見でございましたので、今現在のままでまた運営をしていこうという方針を決めまして、この改修にかかり始めたところであります。今、実施計画の中でどこに搭載されているかどうかという年限的なことはちょっとはっきりしませんので、それは今お答えできませんけれども、なるべく早く議員のおっしゃるよう改修を進めてまいりたいと思っております。

○寺口友彦君 2 教育・文化について

これは公民館を含めた公共施設全体についてちょっとお伺いしてみたいと思いますが、庁舎であったり公民館であったり学校であったり、あるいは道路であったり橋であったり河川であったり、また病院であったり、上下水道もありますけれども、これら全体を含めてやっぱり維持修繕費、それから更新の費用というものが、全体で多分出されているというふうに思っています。市では全体像は、そういう全体像をもとにして修繕計画であったり、更新計画であったり、立てられているものだと思いますけれども、この部分についてはっきりと全体像が作ってあるということが言えますか。

○市長 2 教育・文化について

いわゆる公共施設といわれる範囲のものを全部集めて、その全体像をきちんと把握しているかといわれるとそうではありません。学校等はこういうことでとにかく進めてまいりましたし、そういうことはそれでわかりますけれども、いや道路だ、橋だ、あるいは建物だ、ここまで全部含めた中で、それを把握はしているんです。把握はしていますけれども、それを全部合わせて、計画的にじゃあこういうふうやっていこうということについては、まだ確か検討ができておりませんので、そういうことも含めながら検討を進めたいと思います。けれども、一般的なインフラといいますか道路や水路と建物まで一緒にして計画を立てるといのは、ちょっとやっぱり私は無理があるかと思っておりますので、建物関係は建物関係、道水路

いわゆる社会資本といいますかインフラはインフラという形で分けていく方が適當ではないかと思ひます。いずれにしてもその個々の部分については全部把握しているわけですから、それを全体的にまとめてみてどうだということも、大きな資料となりますので検討させていただきたいと思ひます。

○寺口友彦君 2 教育・文化について

公共施設の維持についてはどこの自治体でも計画的に修繕をしなければならないし、更新をしなければならないわけで、全体的な中での個々のそういう計画になるかと思ひますので、全体像でいくと早めに集計をしてやっていただきたいと思ひます。

3 産業振興について

産業振興の今泉の記念館の部分でありますけれども、確かに緊急雇用でいらっしゃっている方たちは非常にノウハウを持っている方がいらっしゃいます。市の職員でも学芸員等の資格を持っている若い者がいますので、そういうところと一緒にしながら、市の職員をまず鍛えていくという部分が美術館としてまずあそこを守り立てていく上には必要ではないかなと思ひます。今いる人たちのノウハウを、その若い職員、学芸員の資格を持っている職員たちをたたきこむというところでのお考えはどうか。どうでしょう。

○市 長 3 産業振興について

市の若い職員、あるいはある程度の年齢のいった職員の中にも学芸員資格を持っている職員がおります。これを今、経験といいますか現役で活躍中のその臨時の方に付かせて学ばせてはどうかということだと思ひますけれども、そこに付きながらずっと学んでいくというのは、非常に人員配置の上から無理がありますけれども、その皆さん方の知識やそういうものをきちんと吸収するという面では、常時一緒にそこにいなくてもそれはそれでできると思ひますので、そういう技術、知識これらについてはなるべく習得できるような方法を考えてみたいと思ひます。

○寺口友彦君 3 産業振興について

それともう1点の選択プロジェクトチームでありますけれども、この人選等は非常に難しいものがあるかと思ひます。ただ、近くに雑誌社でありますけれども温泉旅館を今度経営するという話が出ております。非常にノウハウを持った方が近くにいるということがわかりましたので、そういう公務員でない考え方の方ですね、そういう方をアドバイザーとして来ていただくということは、非常に有意義だなというふうに思っております。その方特定というわけではありませぬけれども、当然民間人のそういう考え方の人を入れたプロジェクトチームが記念館の中にいるということは、非常に大切だと思うんですけれども、それについてお考えがあれば。

○市 長 3 産業振興について

その方が特定ということではないということですが、そういうどういう資格を持って、どういう考え方のもとでやっていらっしゃるのかちょっとわかりませぬけれども、そういうことでこの運営等に非常に有益だと、有効だということであれば、その方のお力を借り

るという部分もあろうかと思えます。もし、具体的な部分がありましたらお知らせをいただければ検討させていただきます。

○寺口友彦君 3 産業振興について

市内の民間の知恵も総結集しながら再スタートを切るわけですから、もう出だしからやっぱりすばらしいものだなという形になってもらいたいと思っております。

4 住環境整備について

それから住環境整備の人・農地プランでありますけれども、林議員の方が言った部分と重ならないというわけではないんですね。これは人・農地プランによって農地集積に今該当するといいますか、妥当だという部分と、そうでない部分というのが市内には多くあります。特に山際の部分についての棚田まで行かなくてもそういう田畑がありますけれど、そういうところはじゃあどうやって守っていくべきだろうかなということを考えたときに、私はやっぱりその条例というわけではないんですけど、環境条例というような形でやっぱりその土地を持っている方はその持っている方でどういう役目を果たすべきか、その地域の方は地域の方でどういう役目を果たすべきか、市は市でもってどういう役目を果たすべきかというようなところをきちんと明確にしたような環境条例を作って、そういう部分までも含めて、この山紫水明の南魚沼市の土地を守っていくということを始めるべきだと思いますけれども、それについての市長のお考えを。

○市長 4 住環境整備について

この人・農地プランのずっと以前にもまだ自民党時代の最後のころでしたけれども、いわゆる農地集積ということで施策が展開されました。それに乗りながらと思っていた矢先に政権交代で、またそれが全部一回ご破算といいますか、戸別所得補償政策という部分も出てきたわけでありまして。今おっしゃいますようにいわゆる農地は全てそのきちんとした条件さえ整えば、戸別所得補償の対象になるわけでありまして。これは前に筒井農政副大臣が強く申し出ておりましたように、いわゆる所得の補償ということも含めて、環境をきちんと守るんだと。だから、こういうことを国民の皆さん方も納得してもらわなければならないということをおっしゃいました。まさにそのとおりだと思います。

牛木議員からもずっと前からその農業の大規模化それはそれとしても、そこに乗れない地域、地形上とかですね、それからそういうことを良しとしない皆さんもいらっしゃるわけで、それはいわゆる小規模農家はどうするんだと。国の法の対象から外れた部分につきましては、そういう皆さん方がどう農業をやっていけばいいのかというのは、それは今度は市で単独でやりますということを申し上げてまいりました。

そういう状況がこれからこの中で出るとすれば、市で単独でいわゆる小規模の農家、農業をどう守り構築していけるのかということはきちんと考えなければなりません。条例化がいいのか、支援制度がいいのかその辺はまだわかりませんが、そういうものはこの人・農地プランがきちんと出来上がってから、実際に大規模化もできない、しかし環境保全やそういうことの面から農地をきちんと継続していただかなければならない。そういうも

のを把握しながら、市で独自の施策を考えていかなければならないと思っております。

○寺口友彦君 4 住環境整備について

その方向が私もまあ進むべき方向かなと思っております。ただ、T P Pの問題のときにも農地の部分について農家保護という部分で、かなりの議論もありましたよね。そのときに農地の持つ多面的要素ということで、例えばダム要素であったり、あるいは生物多様性であったりという部分が議論になりましたよね。そういうのを含めていくと、またその耕作地を守るという部分の中ではなくて、そういう全体的なものを含めてくれば、私はやっぱり条例という形で定めていった方が動きがよくなる、またそれだけの自覚を持ってやっていただくというふうに思っていますけれどもどうでしょうか。

○市 長 4 住環境整備について

個人の意思が存在するわけでありまして。まあ何でもそうですけれども。しかし、公共の利益に反するようなことは、それはしてはなりませんというのがまず法律でありまして、それをまたずっと市であれば市独自の、そういう公共の利益を守るという部分について定めなければならないというのが概ね条例であります。

この農地という部分が、今議員おっしゃったように、環境保全、生物多様性ということの中で、条例化することが適当だという方向が見えれば、それは条例化はいたしますけれども、今例えば条例化して縛りこんで、そこで最初はそのとおりでやっていたけれども、それからやっぱり自分の意志として外れるとかというと、そのときはまた非常に難しくなるんじゃないかという気がします。

ですので、それを否定しているわけじゃありませんので、どういう方法がいいのかというのはこれからの議論でありますので、また議員からもいろいろ提言いただきながら、その方向を定めていきたいと思っております。

○寺口友彦君 4 住環境整備について

そういう方向で臨んでいってもらいたいと思います。

5 行財政改革、市民参画について

最後に行財政改革・市民参画でありますけれども、この受皿となる団体の部分ですが、要するにその今の指定管理者制度の中でも、例えば利用料金制ですね。利用料金をいただいて、それを含めて人件費ばかりでなくて維持費も出していくという考えの指定管理者の部分と、そうではなくて委託料を払ってそれはまあほとんどが維持費も出る、人件費も出るという部分での指定管理者という部分がありますよね。

指定管理者制度というのは逆に考えてみれば、受ける方からすれば人件費部分が保証されているという部分もあります。そうではなくて、民間であれば例えば建物を作った場合に、これを30年償還でいったらこれだけかかると、人件費がこれだけかかると、維持費がかかると、そういった形で施設をどう切り盛りしていこうかという発想になりますよね。それが公共サービスをやっている部分について似つかしいか、似つかしくないかは別にしても、そういうのを含めて、そういうことを考えながらやっていく団体を育てていくということは、

絶対必要なわけですよ、絶対に。

それは多様化するニーズということで出ましたが、初日でしたか、高齢化社会だと、高齢化社会では人口減少で、生産年齢人口も減っていくという議論もありました。その中で市はやっぱりこういう部分を早急に整備をしていかないと、あとあと大変なのではないかなど。受皿を作るどうのこうのという前に、まずどういうふうな形で、どういう形で出せるかと。それについてはこういう受け方があるよというところを、民間とともに勉強していくということですね。支援団体ですけれども、そういう部分の育成をまず図っていかねばならないのではないかなと思いますけれども、市長のお考えは。

○市長 5 行財政改革、市民参画について

まさに議員おっしゃるとおり、この指定管理者制度の根本は、公共がある一定額を保証して、その上に成り立つということではなかったわけですね。その施設をうまく利用しながら、いわゆる公共の支援といいますか、その部分を除いても運営ができる、そういうことから始まっています。大きな都会に行けばそういうことはもうざらです。ただ、我々の地域の中では例えばディスポートであっても、市民会館であっても、もうとてもそれを運営していくということになりますと非常に無理があるわけですね、この程度の人口でありますから。そういう中では、本来の指定管理者制度という部分の良さを十分生かし切れていないということは本当に痛感しております。

ですから、本来そういうことが求められた部分でありますので、例えばこれから作っていきます大原運動公園の野球場であれ、サッカーというか多目的グラウンドであれ、今あるテニスコートであれ、そればかりという意味ではありません。そういう部分はもっと新しい考え方を入れながらの指定管理者の募集をしていかなければならないと思います。

いわゆる市が本当に持ち出さなくてもいいような運営ができるか否か。こういうことも含めて、そしてそれが市民の皆さんが利用するに当たって、その部分が障害となるかならないか。問題は市民の皆さんが利用するに当たって障害となるようでは困るわけですので、これをまず取り除いて、その上で市等からの持ち出しがなくても運営ができる。どういうことをやってどうすればできるか、こういうことも当然出てくるわけです。今議員おっしゃったような方向をこれから——今まではなかなか無理でした。特に施設的な面も含めてです。これからそういう方向がどれだけ導入できるか、これは本当に本気になって検討を進めて、新しい公共の担い手という部分を模索していかなければならないと思っております。

○寺口友彦君 5 行財政改革、市民参画について

どういう形がいいかという部分ですね、この南魚沼市にどういう形の部分ががいいかという、そこはまあ研究の必要があるわけですね。これは企業誘致という部分で非常に一生懸命頑張っているんですけども、新しいビジネスチャンスを作る部分だなというふうに思っています。特に若い人たちについては、どういう技術を身につけてくるかもわかりませんが、その技術を生かす会社がこの市にあるのかどうかといったときに、なかなか難しいものがあります。だけれども、公共サービスについては間違いなくあるわけですから、そこ

をビジネスチャンスに生かすためには、どのような受け方がいいのかというところは研究していかなければならないと思っています。この新しいビジネスチャンスについてのお考えをお聞かせ願います。

○市長 5 行財政改革、市民参画について

公共に絡みながら新しいビジネスチャンスという部分は、どうこれが構築運営できるかというのはちょっと私も今わかりませんが、そういう新しいビジネスチャンスになり得る部分も先ほど含めましたようにあるわけですので、そういう芽はきちんと育てられるような方法を考えなければならぬと思っています。

なんでもかんでも全部全ていわゆる運営がもう困難であれば、その部分については市が出しますよという方向ではなくて、きちんと民間でやっていただいた中で、なおかつそこにビジネスチャンスがあって、そしてそれがまた市の公共的な部分にもきちんと生かされてとなりますと、税金が還元されるということでもありますので、非常に望ましい方向です。そういうことも含めて一緒に検討させていただきたいと思っています。

○寺口友彦君 5 行財政改革、市民参画について

特に福祉部門でこういうところが、公共でやるよりも民間という部分が非常にサービスの面でいいということが出ております。ただ、それが経営的に成り立つかどうかという部分が非常に難しいですね。ですけれども、この部分を中心にそういう方向で研究をして、いち早くそういうような新しい起業といいますか、ができるような形をしていくべきだと思っています。以上で質問を終わります。

○議長 長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

○議長 長 次の本会議は明後日6月22日金曜日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後3時30分)